

Ayant cause.

エイアン、コーズ

承權者

エイアン、ドロア

承權者

Ayant droit.

〔本義〕「エイアン」ハ「アウアル」トイフ動詞ノ現在分詞ナリ
「アウアル」ハ「持ツ」ノ義「エイアン」ハ「持ツ人」ノ義ナリ（「コーズ」ハセノ部一四「ドロア」ハデノ部六四ニ見ユ）

〔釋解〕定リタル事物ニ係リテ一人ノ權利ニ代リ其人ノ地位ニ立ツ人チイフ故ニ獲得者ハ賣主ノ「エイアン、コーズ」即チ「エイアン、ドロア」ナリ此語ハ通例財産全部ニ係リテ人ノ權ニ代ルコトニ就キテ之チイハスシテ専ラ財産ノ一部ニ係リ人ノ權ニ代ルコトニ就キテ用ヰル

〔参照〕證書ノ效ハ（民）一三一九、一三二二以下、誓ノ效ハ（民）一三六五、婦ノ承權者ハ（民）一四五三、社員ノ承權者ハ（商）六二、

ペノ部

友バイ搦

嗽バイ

賃貸

1 Bail.

〔本義〕「バイエトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ「バイエ」ハ
羅句ノ「バシラレ」ヨリ出ツ「バシラレ」ハ「支配スル」與フル」
「保ツ」ノ義ナリ

〔釋解〕家屋或ハ田畑ニ關スル財産ニ付テノ賃貸契約ヲ
イフ即チ下文諸語ノ如キ是レナリ○リトレ價ヲ取リ
期限ヲ定メ物件ノ「シャイサンス」(收益ナリシ)ノ部三)ヲ得
ル權ヲ讓リ與フル契約ヲイフ又其契約書ヲモイフ
〔參照〕幼者ノ財産ハ(民)四五〇、四八一、一四二九、一四三〇、
一七一八、受禁者ノ財産ハ(民)五〇九、土地賃貸ノ價ハ民

法上ノ果實タルコトハ(民)五八四、收買者ノ賃貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)五九五、六〇二、夫ガ其婦ノ財産ニ付キ賃貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)一四二九、一四三〇、賃貸ノ總則ハ(民)一七一二、一七七九、賃貸辨濟ニ付キ民事禁錮ヲ爲ス場合ハ(民)二〇六二、拿住權者カ賃貸ヲ取消サシムル場合ハ(訴)六八四、所有者ノ人權保證ハ(民)二一〇二、(訴)八一九、

バイ、ア、ロアイエ

家屋ノ賃貸

Bail à loyer.

(本義)「ア」ハ「ユ」ナリ「ロアイエ」ハ「賃貸」ナリ(エルノ部一七)
(釋解)「按」民法千七百十一條「バイ、ア、ロアイエ」トハ家屋及ヒ「ムーブル」(動産)ナリエムノ部八ノ賃貸ヲイフ

(參照)(民)一七五二以下、

バイ、ア、フェリム

田畑ノ賃貸

Bail à ferme.

(本義)「フェルム」ハ「賃貸契約」ナリ
(釋解)「按」民法千七百十一條「バイ、ア、フェルム」ハ田畑ノ賃貸ヲイフ

(參照)(民)一七六三以下、

バイ、ア、シエテル

Bail à cheptel.

畜類ノ賃貸

(本義)「シエテル」ハ「畜類賃貸契約」ナリ(シノ部二三)
(釋解)畜類ノ賃貸ヲイフ又單ニ「シエテル」トモイフ〇「按」民法千七百十一條「バイ、ア、シエテル」ハ貸主ト借主トニ利益

ヲ分ツ「アニマル」(獸類ナリ)ノ貸貸チイフ
〔参照〕畜類貸貸ハ(民)五二二、一七一、一七一八、

11 Baigne.

バニウ

徒刑場

〔本義〕此語本義詳ナラス一説ニ昔「公斯旦丁堡」ニ於テ囚
人ヲ閉チ籠メ置キタル浴場アリ之ヲ「ベン」トイフ蓋シ
「バニウ」ハ此ヨリ生シテ語ナラン
〔釋解〕「バニウ」ハ「トラウ」^オ「フォル」^セ「徒刑ナリテノ部一六」ニ罰セ
ラレタルモノヲ集メ置ク場所ナリ

バン

公告

監視刑人ノ居所

111 Ban.

〔本義〕日耳曼ノ古語「バン」ナシヨリ出ツ「バン」ハ「指示」
ナリ轉シテ「廣告」ノ義ト爲リ又刑人ノ住スヘキ地ヲ限
リテ之ヲ指示スノ意ヨリ轉シテ監視刑人ノ「レ」シダン
ス(居所ナリエルノ部三七)チイフトナレリ
〔釋解〕「バン」ハ事ヲ公ケニ知ラスルコトナリ又監視刑ニ罰
セラレタル者ヲ住セシムル場所チイフ
〔参照〕婚姻廣告ハ(民)六三以下、一六六以下、一九二以下、葡
萄收納廣告(刑)四七五ノ一項、

バニスマン

追放

〔本義〕「バニル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「バニル」ハ
「國外へ逐ヒ出ス」ノ義又一ノ場所ヨリ遠サクルノ義

四 Bannissement.

ベノ部

〔釋解〕國境ノ外へ退出ス加辱刑ノ名ナリ
〔參照〕(刑)八ノ一項、二八、三二、三三、三六、四八、五六、六七、八四、
八五、一一〇、一一五、一二四、二〇二、二〇四、二二九、(治)五一
八以下、

盤句嘍士 步魯 嘯

倒行

五

Banqueroute.

〔本義〕伊太利ノ「パンカロタ」ヨリ出ツ「パンカロタ」ハ「パン
カ」ト「ロ」ト合成シタルモノニテ「パンカ」ハ「椅子」ナリ「ロ
ト」ハ「破滅」ノ義「パンカロタ」ハ即チ「破レタル椅子」ナリ古
へ商人義務ヲ辨濟スル能ハサル時ハ其取引所ニ陳設
セル腰掛ヲ打チ毀ツ慣習アリキ由テ身代破損ノ名ニ
轉用セリ

又

〔釋解〕分散人ニ大ナル過失アルキハ其分散チ「パンクル
ー」ト「イフ」〇「接」「パンクルー」ト「デコンフィチル」(デノ部一
〇)「ファイト」(エフノ部一)ノ三語ハ各區別アリ「パンクル
ー」トハ詐偽又ハ法律ニ預定シタル過失ノ場合ニ於テ
分散シタル商人ノ身分チイヒ「デコンフィチル」ハ商人ニ
非サル負債辨濟ノ力ナキ負債者ノ身分チイヒ「ファイト」
ハ商人ノ負債辨濟ノ力ナキ者ノ身分チイフ(リト)レニ
據ル)

Banqueroute simple.

パンクルー、サンプル

尋常倒行

〔本義〕「サンプル」ハ「單一」ノ義ニテ下ノ「フロヂャルーズ」ニ對
シテ用キル語ナリ

ペノ部

〔釋解〕分散人ニ讎責スヘキ過失アルモ詐偽ノ罪スヘキモノナキトキハ其分散チ「バンクルート、センブルトイフ

〔參照〕商六九、五一、五八四以下、六〇一、

Banqueroute fraudulense.

バンクルート、フロヂャルーズ

詐偽倒行

〔本義〕「フロヂャルーズ」ハ「詐偽」ナリ

〔釋解〕分散人ニ詐偽チ以テ罪スヘキモノアルトキハ其分散チ「バンクルート、フロヂャルーズ」トイフ

〔參照〕訴九〇五、商五一〇、五二一、五四〇、五九一、五九三、六〇一、六一一、刑四〇二、

六

Baraterie.

バラトリ

私曲

〔本義〕伊太利ノ「バラテリア」ヨリ出ツ「バラテリア」ハ同國ノ「バラト」ヨリ出ツ「バラト」ハ「欺ク人」ナリ

〔釋解〕船長、船監、水手長、水手等ノ「アレウリカシオン」(私曲ナリ)ペノ部五二即チ他ニ害チ加ルノ意アリテ其職掌チ闕シ「チイフ」○リトレ荷主或ハ積荷請合人ニ對シテ犯シタル船主或ハ船長ノ「フロード」(詭欺ナリ)エフノ部二六「チイフ

〔參照〕商三五三、

七

Barre.

パール

欄

〔本義〕「パール」ハ本ト「木」又鐵ノ細ク長キモノ「チイフ

ペノ部

〔釋解〕リトレ「パール」ハ裁判所ニ於テ官吏ノ居ルヘキ處ト公衆ノ居ルヘキ處トノ間ニ設ケタル欄ナリ

バロー

Barreau.

欄坐

代言組

〔本義〕「バロー」ハ「パール」ノ轉語ナリ

〔釋解〕代訟人代言人ノ裁判所ノ座位ハ「パール」ノ前ニ在ルナリ○リトレ「バロー」ハ訟庭ニテ代言人ノ居ルヘキ場所ヲイヒ又代言人組ノ「チモイフ」

バートニエ

八

Batonier.

代言取締

〔本義〕「バートン」ヨリ出ツ「バートン」ハ「杖」ナリ千三百四十

二年四月セン、ニコラスガ宗教ノ集會禮式ヲ開キタル時ニ佛王「フィリップ六世」ガセン、ニコラスノ杖ヲ携ヘテ集會ニ臨ミ上席セシ「ア」リ此ヨリシテ代言人ノ上席者ヲ「バートニエ」トイフ

〔釋解〕「コンセイ、ド、ヂシプリヌ」(代言人集會)ニ上席スル代言人ノ長ヲ「バートニエ」トイフ○リトレ代言組ノ名譽ヲ保チ規則ヲ行フ爲メ一時代言人中ヨリ選舉シラレタル代言組ノ長及ヒ其代理人ヲイフ

ボー、フレル

Beau frère.

夫ノ兄弟

妻ノ兄弟

姉妹ノ夫

Belle soeur.

ベル、スール
夫ノ姉妹
妻ノ姉妹
兄弟ノ妻

Beau père.

ボー、ベル
夫ノ父
妻ノ父
母ノ後夫

Belle mère.

ベル、メル
夫ノ母
妻ノ母
父ノ後妻

九

Beau fils.

ボー、フェイス
前妻ノ男
前夫ノ男
婿

Belle fille.

ベル、フェイス
前妻ノ女
前夫ノ女
婦

〔本義〕「ボー」ハ男性「ベル」ハ女性皆「美シキ」義「フレル」ハ「兄弟」
「スール」ハ「姉妹」ナリ「メル」ハ「父」「メル」ハ「母」ナリ「フェイス」ハ「男子」
「フェイス」ハ「女子」ナリ
〔釋解〕リトレ 夫婦互ニ其兄弟ヲ稱シテ「ボー、フレル」トイ

ヒ姉妹ヲ「ベル、スール」トイヒ父ヲ「ボー、ベル」トイヒ母ヲ「ベル、メル」トイヒ配偶ト爲シタル人ノ男子ヲ「ボー、フェイス」トイヒ女子ヲ「ベル、フィウ」トイフ又姉妹ノ夫ヲ「ボー、フレ」トイヒ兄弟ノ妻ヲ「ベル、スール」トイヒ繼父ヲ「ボー、ベル」トイヒ父ノ後妻ヲ「ベル、メル」トイヒ女ノ夫ヲ「ボー、フィ」トイヒ子ノ妻ヲ「ベル、フィウ」トイフ

〔参照〕(民)一六四、二〇六、

ベ子フェイス、ド、エンウァンテル

相續ノ便益

〔本義〕「ベ子フェイス」ハ羅甸ノ「ベ子フィシオム」ヨリ出ツ「ベ子フィシオム」ハ「ベ子」ト「フィシオム」ト合成シタルモノニテ「ベ子」ハ「幸ヒ」ノ義「フィシオム」ハ「ファセ」ノ轉語ニテ「爲ス」ノ義「ベ

10 Bénéfice d'inventaire.

子フェイス」ハ「利益」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンウァンテル」ハ「目錄」ナリ(イノ部二八)(口音)「ベ子フェイス、デンウァンテル」

〔釋解〕遺物相續ニ當リ直ニ之ヲ領承スルトキハ己レ一身ノ身代ニ害アラソト恐ル、相續人ヲシテ義務ト利益トノ幾許ヲ確知セシムルタメ法律ヨリ與ヘタル特權ナリ「ベ子フェイス、デンウァンテル」ノ效ハ遺物相續ノ財産ト相續人ノ固有財産トヲ區分シテ混淆ヲ避クルニ在リ又「ベ子フェイス、デンウァンテル」ニ由テ相續シタル者ハ遺物中ニ相續スル所ノ利益ノ外、責メヲ負ハス若シ死者ノ身代ノ負債ヲ償フニ足ラサルキハ相續人ハ其債主ニ對シ只遺物ヲ管理スルノ義務アルノミ

〔参照〕相續領承ハ(民)七七四、日限ハ(訴)一七四、目錄限リノ

相續其效其相續人ノ義務ハ(民)七九三以下、(訴)九八六以下、諸雜費ハ(訴)一三二、相續人ハ(民)七八二、登記ハ(民)二一四六、幼年者ハ(民)四六一、時効ハ(民)二二五八、

皮^{ビアン} 哽^{ビヤン}

財產

11 Bien.

〔本義〕羅甸ノ「ボナ」ヨリ出ツ「ボナ」ハ「幸福」ナリ人ノ幸福ヲ得ルハ財產ヲ以テ根基トス故ニ「財產」ノ義ニ轉シ由テ又「權」ノ本「訴」ノ本「チモ」ビアン「トイフ

〔釋解〕權利ノ本ト爲リ又ハ訴ノ本ト爲ルヘキ總テノモノチイフ

(參照)十八歳以下ノ幼者ノ財產ハ(民)三八四ヨリ三八七マテ動產不動產ノ別ハ(民)五一六以下、無主ノ財產ハ(民)

五三九、邑ノ財產ハ(民)五四二、公舎ノ財產ハ(民)五三七、一七一二、無主ノ財產ヲ有スヘキ人ハ(民)七一三相續ヲ規定スル爲メニ財產ノ出處ヲ搜索セサルヲハ(民)七三二、嫁資財產ハ(民)一五四九、嫁資外財產ハ(民)一五七四、田野ノ財產ハ(訴)六七五、財產ノ所有者及ヒ賃借人ノ權利ハ(訴)八一九、分散人ノ財產管理ハ(民)四四三、倒行者ノ財產管理ハ(民)六〇一以下、

ビアン、コルポレル

有體財產

Biens corporels.

〔本義〕「コルポレル」ハ「コル」トイフ名詞ヨリ出ツ「コル」ハ體ナリ

〔釋解〕「按」財產ノ五感ニ觸レ得ヘキモノニシテ即チ土地

ベノ部

家産動産ノ如キモノチイフ下ノ無體財産ニ對スル語ナリ

Biens incorporels.

ビアン、エンコルポレル

無體財産

〔本義〕「エンコルポレル」ハ「エン」ト「コルポレル」ト合成シタルモノコテ「エン」ハ「無」ノ義、「コルポレル」ハ「體」ノ義

〔釋解〕リトレ五感ニ觸レス只思想上ニテ成立スル財産チイフ凡テ權利ナル者ハ其性質ヲ論セス皆無體ナリ而シテ人權物權ハ即チ所謂ル無體財産ナリ

〔參照〕(民)一六八九、

Biens meubles.

ビアン、ムーブル

動産

〔本義〕「ムーブル」ハ動産ナリ(エムノ部八)

〔釋解〕「按」單ニ「ムーブル」トイフキト同シ動産ノ謂ナリ

〔參照〕(民)五一六、五二七、五三五、

Biens immeubles.

ビアン、インムーブル

不動産

〔本義〕「インムーブル」ハ不動産ナリ(イノ部二)

〔釋解〕「按」單ニ「インムーブル」トイフキト同シ不動産ノ謂ナリ

〔參照〕(民)五一六、五一七以下、

111 Bienfaisance.

ビアンフェザンス

恩惠

〔本義〕「ビアン」ト「フェザンス」ト合成シタルモノコテ「ビアン」

エノ部

ハ「幸福」又「恩惠」ノ義「フェザンス」ハ「フェルト」トイフ 働詞ノ現在
分詞ヨリ出テタルモノニテ「フェル」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕リトレ人ヲ惠ムコトイフ

Contrat de bienfaisance.

コントラ、ド、ビアンフェザンス

恩惠ノ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(セノ部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕一方ノ者ヨリ他ノ者ニ報償ヲ要セスシテ利益ヲ
與ル契約チイフ

〔參照〕恩惠契約ハ(民)一一〇五、

皮噶彌 噓

一三 Bigamie.

重婚

〔本義〕羅甸ノ「ビガモス」ヨリ出ツ「ビガモス」ハ「ビ」ト「ガモス」

ト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二ツ」ノ義「ガモス」ハ本ト希
臘ノ語ニテ「婚姻」ノ義

〔釋解〕一時ニ二ツノ婚姻ヲ結ヒタル者ノ有様チイフ古
ヘハ「ビガミ」ノ罪ヲ犯ス者ハ死刑ニ處ヒシカ方今ハ之
ヲ徒刑ニ處ス〇ハ「シッレ」最初ノ婚姻ノ解止ヒサルニ第
二ノ婚姻ヲ結ヒタル人ノ重罪チイフ

〔參照〕(民)一四七、訴訟手續ハ(民)一八八、一八九、一九〇、失踪
ノ場合ハ(民)一三九、罰ハ(刑)三四〇、

皮蘭 噺

財産調書

〔本義〕伊太利ノ「ピランシオ」ヨリ出ツ「ピランシオ」ハ「秤」ナ
リ今「ピラン」ハ「秤」ニテ量ルノ意ニ用ヰル

一四 Bilan.

ベノ部

〔釋解〕「フアイト」(分散ナリエラノ部一)又ハ「デコンフィチャレ」(破産ナリデノ部一〇)ヲ爲シタル總テノ負債主ノ有分渡分ヲ記載シタル書付チイフ

〔參照〕(訴)八九八、(商)四三九、四七六、五二二、

ビラテラル

一五 Bilateral

雙務

〔本義〕「ビ」ラテラルト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二」ツノ義「ラテラル」ハ「物ノ一方」ノ義

〔釋解〕「シナラグマナク」(交互ノ、義エスノ部三〇)ニ同シ
○リトレ「ビラテラル」ハ契約人ノ雙方共ニ義務ヲ負フノ意

〔參照〕交互ノ契約ハ(民)一〇一〇二、

ル

一六

Billet

ビエー

手形

商用手形

〔本義〕羅甸ノ「ビラ」ヨリ出ツ「ビラ」ハ羅馬帝又羅馬法王ノ「返答書」若クハ其「命令書」チイフ又「書付」ノ「ト」ニモ用ヰル
〔釋解〕「ビエー」ハ總テ自ラ負債ヲ認メタル書面チイフ商業上ニ用ヰル「ビエー」即チ「エフエ」ド、コメルス」(商用手形ナリエノ部四)ノ中ニハ裏書ヲ以テ之ヲ移轉シ他ノ式ヲ要セサル「ア」リ即チ「レートル」ド、ジャンシ」(爲替手形ナリセノ部一九)及ヒ「ビエー」ア、オールド」(指令手形ナリ本部一七)ノコトキ是ナリ○リトレ「ビエー」ハ書狀ノ小ナルモノニテ常ノ書狀トハ形ヲ異ニスルモノナリ商事ニ

ペノ部

テハ甲ヨリ乙ニ對シテ負フ所ノ義務ヲ記載シタル書付チイフ〇ハシツレ金額又ハ他ノ價ヲ辨濟セント或ル人ニ對シテ約束スル書付ナリ
〔参照〕私印ノ手形ハ〔民〕一三二六、一三二七、手形ヲ毀燒シタル者ノ刑ハ〔刑〕四三九、

Billet à ordre.

ビエー、ア、オールドル

指令手形

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「オールドル」ハ「命令」ナリ（オノ部一一）
〔釋解〕「按」ビエー、ア、オールドルハ爲替手形ノ如キ商用手形ニテ裏書ヲ以テ移轉シ其他ノ式ヲ要セサルモノナリ爲替手形ハ必ス之ヲ作ル者ト之ヲ有スル者ト及ヒ之ヲ拂フ者トノ三人アリト雖モ「ビエー、ア、オールドル」ハ手

形ヲ作ル者ト之ヲ有スル者トノ二人アルノミニテ其之ヲ拂フ者ハ即チ手形ヲ作りタル者ナリ〇リトレ甲ヨリ乙ニ對シテ其負フ所ノ義務ヲ認メテ之ヲ作り乙ニ渡ス所ノ手形ナリ其手形ハ乙ハ勿論乙ヨリ裏書ノ式ニテ讓受タル者アルモ甲其者ニ對シ手形ノ義務ヲ盡サ、ルヘカラス此手形ヲ「ビエー、ア、オールドル」トイフ

〔参照〕商一八八、四四四、六三六、

ブランセン

Blanc-seing.

押印白紙

〔本義〕「ブラン」ハ「白キ」ノ義「セン」ハ「印」ナリ
〔釋解〕他ヲ信用スルニ依リ文言ヲ記セス惟花押ノミチ

書シテ渡シタル紙チイフ

アビウ、ド、ブランセン

Abus de blanc-seing.

押印白紙ノ妄用

〔本義〕「アビウ」ハ「妄用」ナリ（ア）ノ部一一（ド）ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕押印白紙チ妄用シ利チ謀ルモノハ詐偽取財チ以テ論ス

〔參照〕白紙手形信任妄用ハ（刑）四〇七、

匄恩 嗔

認可

手形

Bon.

〔本義〕「ボン」ハ本ト「善キ」ノ義今此コテハ「可ナリ」ノ義ニ用井其意ヨリシテ「認可シタルモノ」チイフ

Bon père de famille.

善良家父

ボン、ベル、ド、ファミイウ

〔釋解〕認可ノ義ニ用井又「ビエー」（本部一六）ノ「チイフ」〔參照〕（民）一三二六、一三二七、

〔本義〕「ボン」ハ「善良」ナリ「ベル」ハ「父」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「ファミイウ」ハ「親屬」又「一家」ナリ

〔釋解〕善キ支配人トイフ意ナリ例へハ人ニ向ヒ某レノ事チ「ボン、ベル、ド、ファミイウ」ニ處置スヘシト命スル「ア」ラニニ其趣意ハ則チ善ク支配スヘシ然ラサレハ抵償ノ責アリトイフノ意ナリ〇リトレ「アン、ボン、ペール、ド、ファミイウ」トイヘハ「一家ノ主タル者ノ己レノ財産チ治ムルカ如ク深切ニ」トイフ意ナリ

〔参照〕(民)四五〇、六〇一、六二七、一一三七、一三七四、一七二八、一七六六、一八〇六、一八八〇、

ボンヌ、フォア

111 Bonne foi.

善意

〔本義〕「ボンヌ」ハ「善良」ナリ、「フォア」ハ「意」ナリ

〔釋解〕己レニ不道理アルヲ全ク知ラサル者ヲ「ボンヌ、フォア」ノ人トイフ〇リトレ人一事ヲ爲スニ當リ權利ヲ行ヒ法律ニ循ヒタリト自ラ信スル心ヲイフ〇「按」ボンヌ、フォア」ハ「モーウエーズ、フォア」(惡意ニ)對シテ用ヰル語ナリ

〔参照〕婚姻ニ付キ善惡ノ效ハ(民)二〇一、二〇二、善惡ヲ構成スル事柄ハ(民)五五〇、占有者ノ善意ハ(民)五四九、種樹者建築者ノ善意ノ效ハ(民)五五五、約束ヲ行フニ付テ善

意ヲ要スルコトハ(民)一一三四、動産ヲ二重ニ賣却シタルハ善意ノ效ハ(民)一一四一、二二七九、辨濟ニ付キ善意ノ效ハ(民)一二四〇、財産讓渡ニ付キ善意ヲ要スルコトハ(民)一二六八、受取ルヘカラサル物ヲ善意ニテ受取リタル人ハ(民)一三七六、一三七九以下、期滿免除ニ付キ善意ヲ要スルコトハ(民)二二六五以下、必ス善意ナリト推測スルコトハ(民)二二六八、

ボルナジウ

1111 Bornage.

設界

〔本義〕「ボルナジウ」ハ「ルボ子」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「ボル子」ハ「境界ヲ付ル」ノ義ナリ
〔釋解〕相ヒ接シタル二ツノ土地ヲ區別スルコトイフニ

ツノ土地ヲ區別スルコハ「ボルヌ」(境ナリ)ノ設置ヲ以テ
ス○リトレ「ボルナジツ」ハ土石若シハ垣籬等ヲ置クヲナ
リ

〔参照〕(民)六四六、

ブランドン
匍藍鈍 嘴

目標

Brandou.

〔本義〕羅甸ノ「ブランド」ヨリ出ツ「ブランド」ハ草ヲ束ヲテ
作りタル標シナリ

〔釋解〕一時ノ目標ノ爲メニ物件ノ上ニ付シタル轉移ス
ルヲ得ヘキ總ヘテノ印シタイフ多クハ動産ノ拍賣物
ヲ知ラスルタメニ之ヲ用キル故ニ「セーシ」ブランドン
(附標拿住ナリユスノ部一)ノ語アリ「セーシ」ブランドン

ハ未タ刈り取り摘ミ取ラサル作物、林檎、梨、麥、艸等ノ拿
住及ヒ拍賣ノ時ニ爲スモノナリ

〔参照〕(訴)六二六以下、

ブレフ、デレ

114

Bref délai.

縮期減短日限

〔本義〕「ブレフ」ハ「短キ」ノ義「デレ」ハ「日限」ナリ

〔釋解〕訴訟手續ノ成規ノ日限ヨリ短キ日限タイフ要急
ノ事件ニテ若シ遅緩スレハ損害ヲ生スヘキ場合ナル
トキハ訴訟人ノ願ヒニ依リ裁判官ハ日限ヲ減縮シテ
呼出ヲ爲スコトヲ許スヲ得可シ

〔参照〕(訴)七二、七六、四五九、八〇二、八三九、(商)六四七、

115

Brevet.

ブル
匍兒物蔚 嘖

ベノ部

簡略證書

〔本義〕「ブレフ」ヨリ出ツ「ブレフ」ハ「短キ」ノ義
 〔釋解〕公證人ノ作ル書類ニテ其本書ヲ公證人ノ許トニ
 留メ置カサルモノナイフ○リトレ公證人ノ許トニ本
 書ヲ留置カス之ヲ記スルニモ亦執行權ヲ與ル書式ヲ
 用キサル書付ナリ○ハシッレ生命保險狀代理狀、受取書、
 其他簡短ノ書面并ニ通常ノ義務證書、ハ無論書入ヲ設
 ル時ニテモ「ブルウエ」ノ書面ヲ與フルヲ得ヘシ此書面ニ
 ハ執行ノ力ナシ此書面ニ執行ノ力ヲ得シメンヨハ公
 證人ノ許トニ此書面ヲ還シ更ニ公證人ヨリ「グロス」(大
 字副書ナリゼノ部一一)ヲ受取ラサルヘカラス
 プロキウラシオン、アン、ブルウエ

Procuracion en brevet.

簡略委任狀

〔本義〕「プロキウラシオン」ハ「代理委任狀」ナリ(ペノ部六〇)「ア
 ン」ハ「ニ」ナリ
 〔釋解〕リトレ公證人ノ作ル書類ニテ公證人ノ許トニ本
 書ヲ留メ置カス之ヲ記スルニモ亦執行權ヲ付シタル
 書式ヲ用キサル代理委任狀ヲ云フ
 ブルウエ、ド、エンウアンシオン

Brevet d' invention.

發明認定證

〔本義〕「ブルウエ」ハ上ニ見ユ「エンウアンシオン」ハ「發明」ナリ(口
 音)「ブルウエ、デンウアンシオン」
 〔釋解〕行政官ヨリ渡シタル書面ニテ其書面ハ發明ノ所
 有權ヲ要求スル人ノ爲メニ其所有權ヲ認定スルモノ

ナリ〇リトレ發明者ニ其發明シタル物ヲ製シ又ハ之
ヲ賣ルノ特權ヲ附與スル書付チイフ
〔參照〕千八百四十四年七月五日ノ法律

二六

Bris.

ブリ
毀壞

Bris de clôture.

ブリ、ド、クロチウル
繞圍、毀壞

Bris de porte.

ブリ、ド、ポルト
門戶、毀壞

Bris de prison.

ブリ、ド、プリゾン
監獄、毀壞

Bris de scellés.

ブリ、ド、セレ
封印、毀壞

〔本義〕「ブリ」ハ「ブリゼ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ニテ
「ブリゼ」ハ「物ヲ毀壞スル」ノ義「クロチウル」ハ「繞圍」ナリ「ポ
ルト」ハ「門戶」ナリ「プリゾン」ハ「監獄」ナリ「セレ」ハ「封印」ナリ「ド」
ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ブリ、ド、クロチウル」以下四語ニ付テ「ブリ」ハ總ヘテ
ノ「エフタクチウル」エフタクシオン（エノ部六、此語及ヒ「エ
フラクチウル」ハ皆故ラニカチ用井物ヲ破壊スルチイフ）
ノ意ニ解スヘシ〇リトレ暴行ヲ以テ爲シタル毀壞ヲ
イフ

〔參照〕繞圍毀壞ハ（刑）四五六、監獄毀壞ハ（刑）二四一、二四三

ヨリ二四六マテ、封印毀壞ハ(刑)二四九以下、

ブリ、ド、ナウイル

船艦毀壞

Bris de navire.

〔本義〕「ナウイル」ハ「艦」ナリ

〔釋解〕海上ノ災難ニテ船艦ノ破壊スルコトイフ

〔參照〕(商)二五八、三六九、三八一、

ビウロー、ド、コンシリアシオン

二七

Bureau de conciliation.

勸解局

〔本義〕「ビウロー」ハ本ト書キ物ヲ爲シ又ハ金錢等ノ計算ヲ爲ストキニ用ヰル卓子ナリ後チ「署局」ノ「コ」用ヰル「ド」

ハ「ノ」ナリ「コンシリアシオン」ハ「勸解」ナリ(セノ部五九)

〔釋解〕人民相争フ事アリテ和解ヲ乞ハント欲シ出頭シ

タルトキ治安裁判官ノ勸解ヲ爲ス場所チイフ
〔參照〕(民)二二四五、(訴)八七八、

セノ部

カボタシウ

1 Cabotage.

近海運漕

〔本義〕出處未タ詳ナラス一説ニ「カボタシウ」ハ伊太利ノ「カ
 ボー」西班牙ノ「カボ」ヨリ出ツト「カボ」カボ」ハ共ニ
 「岬」ナリ「カボタシウ」ハ「岬」ヨリ岬ノ間チ航スルノ意ナリト
 〔釋解〕海岸ニ沿ヒテ爲ス船運送ノ渡世チイフ○リトレ
 海岸ニ沿ヒテ岬ヨリ岬ニ又ハ港ヨリ港ニ運漕航行ス
 ルヲチイフ是レ「グランド」ナウイガシオン、オー、ドラ、デ、メ
 ル（「グランド」ハ「大」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ナウイガシオン」ハ「航海」
 ナリ「オー」ハ「於」ナリ「ドラ」ハ「外」ノ義「デ」ハ「ノ」ナリ「メル」ハ「海」
 ナリ外洋大航海チイフニ對スル語ナリ

セノ部

Petit cabotage.

プナ、カボタジウ

近海小運漕

〔本義〕「プナ」ハ「小」ナリ

〔釋解〕近接シタル港ト港トノ間ニ爲ス船運漕渡世チイフ

〔參照〕商二二九、

グラン、カボタジウ

近海大運漕

Grand cabotage.

〔本義〕「グラン」ハ「大」ナリ

〔釋解〕遠隔ノ港ト港トノ間ニ爲ス船運漕ノ渡世チイフ
カヂウシテ、デ、レ

Caducité des legs.

遺囑ノ消滅

Caducité des donations.

カヂウシテ、デ、ドナシオン

贈與ノ消滅

〔本義〕「カヂウシテ」ハ「カヂウク」トイフ形容詞ノ變シタル名詞
ニシテ「カヂウク」ハ羅旬ノ「カデレ」ヨリ出ツ「カデレ」ハ「落ル」
ノ義「カヂウシテ」ハ「零落」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「レ」ハ「遺囑物」ナリ
(エルノ部七)「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ(デノ部六二)

〔釋解〕「カヂウシテ、デ、レ」ハ遺囑ヲ受ケタル者其受クヘキ利益
益ヲ得ル能ハサルヲチイフ「カヂウシテ、デ、ドナシオン」ハ
贈與ヲ受タル者其受クヘキ利益ヲ得ル能ハサルヲチ
イフ○バシレ法律語ニテハ通常適正ナル贈與遺囑ノ
或ル偶然ノ事ヨリ其效ヲ失フニ至リタルチイフ婚姻
ヲ爲スノ目的ニテ爲シタル贈與ハ其婚姻ノ成立サル

セノ部

時ニハ消滅シ又遺囑ハ贈與ノ高其處置スルヲ得ヘキ分量ヲ過キ或ハ分量ニ等シキ時ハ消滅ス(民法千三十九條)又遺囑ヲ受クヘキ者遺囑者ニ先チテ死去スルキハ其遺囑ハ消滅シテ其相續人ニ移ルヲナシ但シ遺囑中ニ認定シタル負債アルキハ格別ナリ又遺囑ヲ受ル者ノ身ニ遺囑ヲナサスシテ例ヘハ教育所支配人ノ如キ其支配人トイフ身分ニ就テ之ヲ爲スルハ消滅スルヲナシ又未必條件ニテ爲シタル一切ノ遺囑ハ其條件ノ成就スル前ニ遺囑ヲ受ル者死去スルキハ消滅シ又遺囑物遺囑者ノ存命中ニ死亡シタルトキ即チ其物ノ形體及ヒ用方ノ全ク變シタルキハ消滅スヘシ但シ遺囑物ノ一部分ノ改リタルキハ別段ナリトス又遺囑ヲ

受ル者其遺囑ヲ拒謝シ又ハ其不能力者タルキハ消滅スヘシ

〔參照〕(民)九二五、九八七、一〇三九以下、一〇八八、

カイエ、デ、シアルジウ

仕様帳

III Cahier des charges.

〔本義〕「カイエ」ハ數多ノ紙ヲ一綴ニ爲シタルモノ「即チ帳面」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「シアルジウ」ハ「負擔」ナリ

〔釋解〕公ケノ競賣ヲ爲スヘキ動産不動産ニ付キ一切ノ「コシヂシオン」(條件ナリ本部六三)ヲ記載シタル明細書ナリ○「バシレ」賣却又ハ公ケノ競賣ノ箇條ト其買主ノ從フヘキ義務トヲ記シタル書付ナリ而シテ其書付ハ通例帳面ノ體裁ニテ造ルモノナリ行政上ノ「アシヂカシ

オン(競賣ナリアノ部三四)ニ付テハ行政官自ラ「カイエ、
デ、シャル」ヲ記載シテ之ヲ公ケノ場所ニ置キ以テ衆人
ヲシテ知ルヲ得セシム「カイエ、デ、シャル」ハ公債ヲ募リ、
鐵道ヲ造リ、公ケノ工業ヲ起スノ「ア」ヲシテカシオン「コハ
常ニ之ヲ用ル

(参照)不動産拿住ニ用ル仕様帳ハ(訴)六九〇ヨリ七〇
二迄、七一三、七一九、年金拿住ニ用ル仕様帳ハ(訴)六四
三、六四四、丁年者ノ不動産賣却ニ用ル仕様帳ハ(訴)九
七二、九七三、幼年者ノ不動産賣却ニ用ル仕様帳ハ(訴)
九五七、九五八、

カロムニ

四

Calomnie.

誣罔

五

Cantonnement des usages.

(本義)羅甸ノ「カロム」ニアヨリ出テ佛蘭西ノ古語「カラ
ン」又ハ「シ」ラ「ン」ニ轉ス「カラ」ラ「ン」ハ共ニ「人」ヲ
罵ル「又ハ挑ミ激スル」ノ義

(釋解)他人ノ面目ヲ害スルノ意アリテ爲ス虚言ナリ〇
バシ「レ」他人ノ品行又ハ名譽ヲ害スル虚偽ノ申立ナリ

(参照)誣罔ノ求刑ハ(民)七二七、誣罔ノ告發ハ(刑)三七三、

千東奴蠻^{カントヌマン}送^デ菴^{ユザ}愈^ヂ嚙^ヂ直^ヂ菴^ヂ 嗜^{コアン}噤^ヂ坊^ヂ

森林使用權ノ變換

(本義)「カント」ンヌマン「ハ」カント「ン」子「ト」イフ働詞ノ變シ
タル名詞ニシテ「カント」ン子「ハ」陣營ヲ設ケ場所ヲ區分
シテ軍兵ヲ配置スル「ナリ」今「カント」ンヌマン「ハ」土地
ヲ分配スル「ノ意ニ用ユ」デ「ハ」ノ「ナリ」ユザ「ヂ」ハ「使用」ナリ

〔釋解〕森林使用ノ權ヲ有スル人ニ森林ノ一部ノ所有權
 チ與ヘ共使用者タルノ名義ヲ變換セシムル所爲チイ
 フ使用權ハ惟森林ノ上面ニ在ルモノナレド「カント
 スマン」(カント)ノヌマン、デ、ユザヂツ「單ニ「カ
 ント」ノヌマン」ニ依テ全キ所有權ト變ス今「カ
 ント」ノヌマン「ハ森林ノ所有者ニ非サレハ之ヲ請願スルヲ得ス
 〔參照〕官有ノ森林使用權ノ變換ハ(森)六三、六四、六五、邑及
 ヒ公舍所有ノ森林使用權ノ變換ハ(森)一一一、一一二、平
 人所有ノ森林使用權變換ハ(森)一一八、一二〇、一二一、

カパシテ

能力

〔本義〕羅甸ノ「カペレ」ヨリ出ツ「カペレ」ハ「含ム」又「保ツ」ノ義

Capacité.

ニシテ「空シカラサル」ノ意「カパシテ」ハ「缺ケ目無キ」ノ意
 ナリ今形容ノ意ニテ「能力」トス
 〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル人ノ有様チイフ○リトレ
 法律上ニテ事ヲ爲シ得ヘキ力チイフ
 ハルテ、カパブル

能力者

Partie capable.

〔本義〕「パルチ」ハ「本人」ノ義(ペ)ノ部一四「カパブル」ハ「カパシ
 テ」ヨリ出テタル形容詞ニシテ「能力アル」ノ義
 〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル「カパシテ」チ有スル人チイ
 フ
 〔參照〕贈遺々囑ノ如キ無報ノ事柄ニ付テノ能力ハ(民)九
 ○一以下、一般ノ契約及ヒ要報ノ契約ニ付テノ能力ハ

(民)一一〇八、一一二三以下、賣約ニ付テノ能力ハ(民)一五九四以下、請人ニ付テノ能力ハ(民)二〇一八、付托ニ付テノ能力ハ(民)一九二五、義務更改ニ付テノ能力ハ(民)一七二、實物提供ニ付テノ能力ハ(民)一二五八、辨濟ニ付テノ能力ハ(民)一二三八、會社ニ付テノ能力ハ(民)一八四〇、登記ニ付テノ能力ハ(民)四六七、四七二、二〇四五、

カピタル

元金

七 Capital.

〔本義〕羅甸ノ「カピット」ヨリ出ツ「カピット」ハ「頭首」又「主タルモノ」ノ義ナリ
 〔釋解〕總テ利息ヲ生スヘキ金高チイフ又利息變シテ元金トナリ更ニ利息ヲ生スルヲアリ(アノ部六二、アナト

シスム參看)

〔參照〕數箇ノ義務中一ノ辨濟ニ付テノ元金ハ(民)一二五四書入登記ニ付テノ元金ハ(民)二一五一、嫁資分括ノ法ニ依テ嫁シタル婦ニ付テノ元金ハ(民)一二五九、自治或ハ治産ノ禁ヲ受ケタル者ニ付テノ元金ハ(民)四九九、幼年者ニ付テノ元金ハ(民)四八二、浪費者ニ付テノ元金ハ(民)五一三、年金ノ元金ハ(民)一九〇九、一九一三、返還ハ(民)一三七八、

Crime capitale.

大辟

ベヌ、カピタル

Peine capitale.

極刑

セノ部

〔本義〕「クリム」ハ「重罪」ナリ〔本部一〇〇〕「カピタル」ハ「頭首」ノ義ヨリ出テ「生命」ニ關スルノ義ニ用ユ「ベヌ」ハ「刑」ナリ〔ベヌ部二一〕

〔釋解〕刑法ニ於テ「カピタル」ヲ形容詞トシテ用ヰルヲアリ即チ「クリム、カピタル」トイフカ如キ是ナリ「クリム、カピタル」ハ死刑即チ「ベヌ、カピタル」ニ處スヘキ重罪ナリ
カプタシオン

詐術

Captation.

〔本義〕羅甸ノ「カプタレ」ヨリ出ツ「カプタレ」ハ「巧詐」ヲ以テ物ヲ取ントスルノ義ナリ

〔釋解〕他人ノ信用ニ狙レテ其財産ノ一部ヲ奪掠セントスルノ意ヲ以テ爲ス手立チイフ此語ハ「フロード」〔詭欺

ナリエフノ部二六）或ハ「ドル」〔詐欺ナリデノ部五七）ト同義ニ用ヰルヲアリ〇リトレ〔詭媚詭計ヲ以テ人ヲ欺クヲナリ〇ダロイズ「フロード」ヲ以テ遺囑人ヲ取入レテ物ヲ與ヘシムル所爲チイフ〇ノエル他人ヲ籠絡スル仕方ニテ其人ノ意志ヲ奪フヲナリ

カルカン

Carcan.

晒鎖

〔本義〕出處未タ詳ナラス亞耳曼ニ「ケルカ」トイフ古語アリ「スカンヂナウ」^{國名}ニ「ケベルク」トイフ古語アリ共ニ「首」又ハ「咽喉」チイフ蓋シ「カルカン」ハ此二語中ヨリ來リシモノナラン

〔釋解〕晒ノ刑ニ罰セラレタル罪人ヲ晒ス時其人ヲ柱ニ

縛スル鐵鎖ヲイフ現今此刑ハ廢セラレタリ

葛^{カラシ}變^ズ司^カ 噉^{カン}

無財

〔本義〕羅甸ノ「カレン」ヨリ出ツ「カレレ」ハ「缺ケル」ノ義

〔釋解〕欠缺ナリ

プロセ、ウエルバル、ド、カラン

Procès verbal de carence.

無財ノ調書

〔本義〕「プロセ、ウエルバル」ハ「調書」ナリ（メノ部五九）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「エンウアンテール」(目錄ナリイノ部二八)ヲ造ルヘキ場合ニ在テ記載スヘキモノ無キヲ以テ法律ニ循フ能ハサルヲ調ヘ之ヲ儘ニスル書付ヲイフ故ニ法律ニ

於テ目錄ヲ要スル場合ニ在テ其目錄ヲ造ル能ハサルトキハ「プロセ、ウエルバル、ド、カラン」スヲ造ル〇リトレ人死シテ一モ遺ス所ノ財産ナキヲ或ハ負債主ニシテ一ノ財産モ無キヲ調ヘタル調書ヲモイフ
〔參照〕無財ノ調書ハ(訴)九二四、

カ一

場合

〔本義〕羅甸ノ「カジッス」ヨリ出ツ「カジッス」ハ「カデレ」ヨリ出ツ「カデレ」ハ本ト「落ル」ノ義今「カジッス」ハ「落テ來ル」ノ義ニ取リ「場合」又ハ「事情」ノ意ニ慣用ス
〔釋解〕不意ノ事ナリ出合ヒ事ナリ〇リトレ既ニ至リシ事又至ルヘキ事ニシテ即チ出合ヒ事、共景況、事柄、事例

等ヲ指示ス語ナリ

Cas de force majeure.

カー、ド、フォルス、マヂウール
巨抗力ノ場合

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フォルス」ハ「力」ナリ「マヂウール」ハ「最大」ナリ
〔フォルス、マヂウール〕ハエフノ部一五

〔釋解〕人力ノ止メ支フ可ラサル場合チイフ

〔參照〕〔民〕一一四八、一三四八、一七三一、一七三三、一七五五、
一七八四、一九三四、一九五四、〔商〕二三〇、二七七、

Cas fortuits.

カー、フォルチウイ
意外ノ場合

〔本義〕「フォルチウイ」ハ意外ノ意ナリ（エフノ部二一）

〔釋解〕全ク意外ノ出來事チイフ

ワ

〔參照〕〔民〕六〇七、八五五、一一四八、一三〇二、一三四八、一三七九、
一六四七、一七二二、一七六九、一七七二、一七八四、一八〇七、
一八二五、一八八一、

Cas imprévus.

カー、エンプレウウ
不虞ノ場合

〔本義〕「エンプレウウ」ハ「先見セサル」ノ義

〔釋解〕リトレ思慮ノ外ニ生シタル場合チイフ

〔參照〕〔民〕一三四八ノ四項、

Cas urgents.

カー、ユルジアン
急遽ノ場合

〔本義〕「ユルジアン」ハ「急迫」ナリ

〔釋解〕「按事切迫」コシテ猶豫スヘカラサル場合チイフ以

セノ部

上ノ二語ヲ總稱シテ「コンヂシオン」(本部六三)及ヒ「エウエ
ヌマン、カシエルトイフ

〔参照〕(訴)八〇六、一〇四〇、

カサシオン

111 Cassation.

破毀

〔本義〕「カセ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「カセ」ハ羅
甸ノ「コアザレ」ヨリ出ツ「コアザレ」ハ「動搖スル」ノ義今「カ
セ」ハ「一ツノ物ヲ打碎シテ數片ニナス」ノ義ニ用ユ又法
律語ニテハ「取り消ス」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕ダローズ「カサシオン」ハ確定シテ終審ナル裁判ニ
對シ其裁判ノ法ニ違フヲ以テ之ヲ取消サンコトヲ願フ
非常ナル最結末ノ一ノ方法ナリ〇リトレ「カサシオン」

ハ裁判其他訴訟手續等ノ法律ニ適セサル者ヲ毀チテ
其效ナシトスル裁判上ノ所爲チイフ

クール、ド、カサシオン

Cours de cassation.

破毀院 大審院

〔本義〕「クール」ハ「王審院」ナリ(本部九五參看)「ド」ハ「ノ」ナリ
〔釋解〕國中最上ノ裁判所ナリ此裁判所ハ上等下等諸裁
判所ノ終審ニテ爲シタル裁判ノ法律ニ背キ又ハ法式
ニ適セサルモノヲ破毀スルノ權ヲ有ス

〔參照〕仲裁ハ(訴)一〇二八、裁判ノ矛盾ハ(訴)五〇四、詐偽吟
味ハ(訴)二四一、五一五、裁判管轄違ノ訴ハ(訴)三六三、刑事
管轄違警罪ハ(治)一七七、輕罪ハ(治)二一六、重罪ハ(治)二二
〇、二九六、二六二、三七三、上告ノ法式及ヒ其效力ハ(治)四

○七、抗傳ハ(治)四七三、裁判官ヲ訴フルコトハ(治)四八一、四八二、四八六、異同ヲ檢證スルコトハ(治)五二〇以下、管轄違ノ訴ハ(治)五二六再審ハ(治)四四三以下、

111) Castration.

カストラシオン

毀敗陰部

〔本義〕羅甸ノ「カストラレ」ヨリ出ツ「カストラレ」ハ「舉丸又ハ卵巢ヲ斷テ去ル」ヲチイフ

〔釋解〕陰部ヲ毀敗シ以テ陰部ノ力ヲ除却スルヲ目的トスルノ重罪ナリ

〔參照〕(刑)三一六宥恕ハ(刑)三二五、三二六、

コーズ

原因

114 Cause.

訴件

〔本義〕羅甸ノ「コーザ」ヨリ出ツ「コーザ」ハ「事物」ナリ凡ソ事物ニハ必ス原因アルヘシ由テ直チニ其「原因」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕事ノ理由チイフ「コーズ」無キノ義務及ヒ「コーズ」アリト雖モ法律ニ禁シタル「コーズ」アル義務ハ其效ナシ此語ヲ諍訟ノ事件ト同意味ニ用井ルコトアリテ其場合コハ「エンスタンス」(イノ部一九)ト同義ナリ○リトレ事又ハ物ヲ爲サシメ又ハ有ラシムル所以ノ理チイフ法律語ニテハ契約ノ雙方ノ企望スル有形又ハ無形ノ利益チイフ故ニ有報ノ契約ニ在リテハ義務ニ應報スル物チイヒ〔按〕賣買ノ契約ノ「コーズ」ハ一方ハ所有ヲ得ル

ニ在リ他ノ一方ハ代價ヲ得ルニ在ルカ如キチイフ無
報ノ契約ニ在リテハ恩恵チイフ

〔参照〕契約適正ニ必要ナル原因ハ(民)一一〇八、原由ニ具
備ス可キ性質ハ(民)一一三一、一一三三、治安裁判所ノ訴
件ハ(訴)一三、一四、證人吟味ノ調書ヲ作ル訴件ハ(訴)三九、
檢察官ニ通知ス可キ訴件ハ(訴)八三、一一二、書面ニテ吟
味スル訴件ハ(訴)九五、初告裁判所ニテ訴件ヲ裁判スル
方法ハ(訴)一一六、

Cause principale.

コーズ、プレンシパル

主タル訴件

〔本義〕「プレンシパル」ハ「主ナル」ノ義

〔釋解〕「按」訴訟ノ第一眼目トナル事件チイフ貸借契約ノ

訴訟ニ在リテハ其貸借ノ事件チイフ

Cause incidente.

コーズ、エンシダント

附帶事件

〔本義〕「エンシダント」ハ「附帶」ノ義(イノ部九)

〔釋解〕「按」訴訟ノ大眼目ニ非スシテ主タル訴件ニ附帶シ
タル訴件チイフ貸借ノ訴訟ニ在リテハ其貸借ニ關ス
ル保證人ニ就キタル訴件ノ如キチイフ又之ヲ「ドマン
ド、エンシダント」トイフ

〔参照〕(訴)三三七、三三八、

Cause d' appel.

コーズ、ド、アペル

控訴事件

〔本義〕「ド」ハ「ナリ」アペル」ハ「控訴」ナリ(口音)「コーズ、ダペル」

〔釋解〕按控訴シタル訴件チイフ
〔參照〕〔訴〕四六四、四六九、

Cause d' intervention.

コーズ、ド、エンタルウァンシオン
挿入訴件

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エン」タルウァンシオン「ハ」間入「ノ」義（イノ部二五）（口音）「コーズ、ド、エン」タルウァンシオン

〔釋解〕按「甲乙訴訟」ヲ爲シタランニ其訴訟ニ入り來リタル丙者ノ訴件チイフ

〔參照〕挿入訴件ハ〔訴〕三三九、三四〇、三四一、

Cautionnement.

コーションヌマン
保證

〔本義〕「コーション」ヨリ出ツ「コーション」ハ羅甸ノ「コート

ム」ヨリ出ツ「コートム」ハ「看守」ノ義ニテ「自ラ任シテ請合フ」ノ意ナリ「コーション」ハ「他人ノ爲メ負フ所ノ義務」ナリ此意ヨリシテ「此義務ヲ負フ所ノ人」ヲモ「コーション」トイフ「コーションヌマン」ハ「保證スルノ所爲」ノ義ナリ
○ムーロン「コーションヌマン」ハ羅甸ノ「コーション」ヨリ出デシモノニテ「コーシオ」ハ其本然ノ意味ニテハ「シッ」ルテ（確實ノ意）ト同義ナリ故ニ特權書入及ヒ質入モ皆「コーションヌマン」中ノモノナリ然レ民法ニテハ特別ナル「シッルテ」即チ義務者ノ辨濟セサル時其爲メニ辨濟セシコトヲ外人ノ負フタル義務ヨリ生スルモノニ限リテ此語ヲ用ユ

〔釋解〕負債主期限ニ至リ義務ヲ行ハサルキハ其負債主

ニ代テ債主ニ對シ保證人ヨリ義務ヲ執行スヘント約シタル契約ノ名ナリ

〔參照〕(民)二〇一一、ヨリ二〇三九マテ、

コーシオン

保證人

保證

Caution.

〔本義〕上ニ見ユ

〔釋解〕負債主其義務ヲ行ハサルキ之ニ代リ義務ヲ執行スル人チイフ○ダローズ此語時トシテ「コーシオンヌマント」同様ニ用ヰテ保證ノ義トナスコアリ○リトレ「コーシオン」ハ他人ノ爲メニ受合ヲ爲シ又ハ義務ヲ負フ所ノ人ナリ若シ他ノ人辨濟セサルキカ又ハ他ノ人

出頭ヲ要求セラルト雖モ出頭セサルキ己レ其人ニ代テ義務ヲ負フキハ「コーシオン」ノ語ヲ用ユ「ガラン」ハ其意味最モ廣シ獨リ金錢ヲ辨濟スルコトノミナラス其他總ヘテノ義務ノ種類ニ就テ「ガラン」ノ語ヲ用ユ例ヘハ或ル人ハ或ル人ノ權利ノ「ガラン」ト爲リ又政府ハ條約ノ「ガラン」ト爲ルト云フカ如キ是レナリ茲ニ注意スヘキハ「コーシオン」ハ人ニ就テノミ用ユレト「ガラン」ハ物ニ就テモ亦之ヲ用ユ○「按」「ガラン」チ「セ」ノ部二六モ亦保證ノ義ニ「ガラン」ハ保證人ノ義ナリ其「コーシオン」ヌマント「コーシオン」トノ區別ハ上文ニ據テ之ヲ見ルヘシ

〔參照〕第一民事ニ於テ保證ノ性質定限ハ(民)二〇一一以下、保證人ヲ承諾スルコトハ(訴)五一七以下、九九二以下、一〇

三五、失踪ノ時ノ保證ハ(民)一二〇、一二三、一二九、質貸ハ(民)一七四〇、人權委附ハ(民)一六九二、義務抵填ハ(民)一二九四、計算ハ(訴)五四二、權利義務ノ混同ハ(民)一三〇一、負債局ニ附托スルコトハ(民)一二六一、民事拘留ハ(民)二〇六〇ノ六項、二〇六八、損害賠償ハ(民)一一五三、嫁資ハ(民)一五五〇、外國人ハ(民)一六、裁判假執行ハ(訴)一三五、欠席裁判假執行ハ(訴)一五五、治安裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)一七、四三九ヨリ四七、商法裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)四一七、四三九ヨリ四四一迄、婚姻シタル婦ハ(民)一四三一、一五一八、目錄相續人ハ(民)八〇七、書入ハ(民)二一八五ノ五項、義務更改ハ(民)一二八一、辨濟ハ(民)一二三六、一二八八、時効ハ(民)二二五〇、特權ハ(民)二一〇二ノ七項、權利者ノ意ヲ以テ其義務

ヲ釋シコトハ(民)一二八七、訴訟審判ノ誓ハ(民)一三六五、連帶ノ義務ハ(民)一二一六、義務者ニ代テ義務ヲ盡シタル人其義務者ノ權ニ代ルコトハ(民)一二五二、相續ハ(民)七七一、七七三、再糶賣ハ(訴)八三二、八三三、使用及ヒ借家ハ(民)六二六、收實權ハ(民)六〇一ヨリ六〇四迄、賣約ハ(民)一六一三、一六五三、第二商事ニ於テ保證ハ(商)三四六、三八四、分散ハ(商)五四二ヨリ五四五迄、爲替(領承ナキ時ニ付)(商)一二〇、爲替手形遺失ハ(商)一五一、一五二、一五五、航海ハ(商)二三一、第三刑事ニ於テハ保釋及保證ハ(治)一一三ヨリ一一六迄、二三九、

Cautionnement conventionnel.

合意上保證

コーションヌマン、コンヴァンションオチル

〔本義〕「コンウンシオネル」ハ「合意」ノ義ナリ（本部九〇「コンウンシオン」參看）

〔釋解〕ダローズ「契約ノミニテ設ケタル保證チイフ」

〔參照〕（民）二〇二以下、

Cautionnement légal.

コーシオンヌマン、レガル
法律上保證

〔本義〕「レガル」ハ「法律上」ノ義ナリ

〔釋解〕ダローズ「法律」コテ特別ニ或ル人ニ命スル保證チイフ收實權チ有スル者、再競賣チ爲ス權利者又ハ或ル官吏等チシテ立テシムル保證ナリ

〔參照〕（民）二〇四〇以下、

Cautionnement judiciaire.

コーシオンヌマン、ジッヂシエル
裁判上保證

〔本義〕「ジッヂシエル」ハ「裁判上」ノ義ナリ（シノ部一〇「ジッリザクシオン」參看）

〔釋解〕ダローズ「裁判官ヨリ裁判チ以テ申渡シタル保證チイフ」

〔參照〕（民）二〇四〇以下、

セザッル

一六 Cédule.

書類
手形
呼出狀

〔本義〕此語ハ昔時ハ「ビイエ」(手形ナリベノ部二二)「アクト」

セノ部

〔書付ナリアノ部二八〕ト同義ニ用井今モ民法第二千二百七十四條ニハ「アクト、プリウエ」(私書ナリアノ部二八)ト同義ニ用井ルト雖モ其他ハ皆呼出ニ係ル書面ノ「」ノミニ用井ル

〔釋解〕カデ呼出ヲ命シ又ハ呼出ノ期限ヲ減縮シ又ハ證人吟味ヲ命スルモ治安裁判官ノ發スル命令書ナリ
〔參照〕(訴六、二九)(治一四六、)

Cédule de citation.

セザウル、ド、シタシオン

短期呼出狀

〔本義〕「ド」ハ「」ナリ「シタシオン」ハ「呼出」ノ義(本部二八)
〔釋解〕リトレ急速ノ場合ニ於テ呼出日限ヲ短縮スル治安裁判官ノ書面ヲイフ○「ハシレ」治安裁判官ノ管轄内

カ

ノ總テノ事件ニ付キ至急ノ場合ニ於テ縮期ニテ呼出ヲ爲ス「」ヲ許ス爲メニ治安裁判官ヨリ渡ス其許シ書ヲ「セザウル、ド、シタシオン」トイフ(訴訟法第六條)

セザウル、ド、シタシオン

Cédule de juge de paix.

治安裁判官ノ呼出狀

〔本義〕「シタシオン」ハ「裁判官」ナリ(シノ部五)「ド」ハ「」ナリ「セ」ハ「平和安寧」ノ意

〔釋解〕「按」セザウルハ「シタシオン」ト同義ニ用ユル事アリ而シテ今此語ハ治安裁判官ノ呼出狀ヲイフ(ダローズニ據ル)

Cédule de juge d' instruction.

セザウル、ド、シタシオン、ド、エンストリックシオン

豫審裁判官ノ呼出狀

〔本義〕「エンス トリック シオン」ハ「預審」ナリ（口音）「セ ヲッル、ド、ジッ シッ デン ス トリック シオン」

〔釋解〕「按」預審裁判官ノ呼出狀チイフ

〔參照〕民事ノ呼出狀ハ（訴）六、二九、司法警察ノ呼出狀ハ（治）一四六、

セルチファイカ

保證書

Certificat.

〔本義〕羅甸ノ「セルチファイカレ」ヨリ出ツ「セルチファイカレ」ハ「セルチ」ト「ファイカレ」ト合成シタルモノニテ「セルチ」ハ「セルト」ス」ノ轉語ニテ「儘」ノ意ナリ「ファイカレ」ハ「爲ス」ノ義
〔釋解〕或ル事柄ヲ確認スル爲メニ陳述セシ物チイフ○
リトレ 平人官吏或ハ會社ヨリシテ其與リ知ル事實ヲ

證明スル書付チイフ其證明ヲ爲ス人其事實ニ關シテ利害ヲ有スル時ハ「セルチファイカレ」トイハスシテ「デク」ララシオン（デノ部八）トイフ

〔參照〕書入質登記ノ「コ」付テハ（民）二一九六ヨリ二一九九マテ、保證狀偽造ハ（刑）一五九ヨリ一六二マテ、

セルチファイカ、ド、エンヂジャンス

貧窮ノ保證書

Certificat d' indigence.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エンヂジャンス」ハ「貧窮」ナリ（口音）「セルチファイカ、ダンヂジャンス」

〔釋解〕「ダローズ」人ノ貧困ナル情實ヲ明證シタル書付チイフ

〔參照〕（治）四二〇、

Certificat de vie.

セルナフィカ、ド、ウイ

生存ノ證書

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ウイ」ハ「此世ニ生存スルコ」ノ義

〔釋解〕「バシ」レ人ノ生存ヲ證明スルチ主意トスル所ノ證書ナリ千八百三十九年六月六日ノ「オールドナンス」及ヒ同年六月廿七日ノ「シルキッレ」ニテ生存ノ保證書ヲ作ルヘキ場合及ヒ之ヲ渡スニ付キ遵守スヘキ法式ヲ定メタリ終身年金給料等ノ辨濟ヲ請フ爲メニ權利者又ハ年金ヲ有スル者ノ生存ヲ辨明セサルヘカラズ生存ノ證書ハ公證人又ハ裁判所長ヨリ之ヲ渡ス佛蘭西領地外ニ居留スル年金者及ヒ政府ノ給料ヲ受ル者ハ己レノ存命ヲ證明スル爲メニハ公使館、領事館又ハ之ニ

Cession.

付テ其身分アル其地ノ法官ニ到テ之ヲ請フチ得ヘシ
〔參照〕(民)一九八三、

ゼシオン
セオン
說旬 嚙

讓渡

〔本義〕羅甸ノ「セデレ」ヨリ出ツ「セデレ」ハ「出テ行ク」ノ義ニテ他人ニ跡ヲ讓リテ立チ去ル」ノ意ナリ今「讓リ渡シ」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「アバ」ンドン「委棄」ナリアノ部一)又「シ」プロガシオン「他人」チシテ己レニ代ラシムル「」チイフ(エス)ノ部二)○「リ」トレ己レノ所有タル物品又ハ人權ヲ他人ニ「セデレ」(「セシ」ヨシ)ノ勸詞)スルチイフ人權ヲ「セデレ」スル場合ニハ「ト」ラノスポル「移轉」ナリテノ部一五)ト同義ナリ

セノ部

〔參照〕所有權ノ委付ハ(民)五四五、使用權住居權ヲ委付スルヲ得サルコトハ(民)六三一、六三四、執行力アル證書ハ(民)二二一四、(商)五四一、

Cession de biens.

セシオン、ド、ビアン

財産ノ讓渡

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ、「ビアン」ハ「財産」ナリ(ベノ部一一)

〔釋解〕「セシオン、ド、ビアン」ニ依テ「デコンファイチクル」(破産ナリテノ部一〇)ノ位置ニアル負債主ハ民事ノ拘留ヲ免ル然レモ負債主ノ不幸ニシテ且ツ「ボンヌ、フォア」(善意ナリベノ部二一)アルニ非レハ此寛典ニ依ルヲ得ス「アバンドン、ド、ビアン」(委棄ナリアノ部一)ヲ參看スヘシ〇リトレ負債主共義務ヲ舉行スル能ハサル時ニ己レノ財産

ノ全部ヲ舉テ債主ニ委スルコトナイツ

〔參照〕効力ハ(民)一二六五以下、法式ハ(訴)八九八以下預人ニ付テハ(民)一九四五、解放ハ(訴)八〇〇ノ三項、商業事件ニ付テハ(商)五四一、

セシオン、ド、クレアンス

人權ノ讓渡

Cession de créance.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ、「クレアンス」ハ「人權」ナリ

〔釋解〕「セシオン、ド、クレアンス」ハ他ヨリ人權ヲ讓リ受ケ共讓リタル人ノ總ヘテノ權利ニ代ルヲ目的トス此讓リ渡シハ證書中ニ在ル負債主ニ通知シ負債主之ヲ領承シタル上ニテ爲シタルモノニ非レハ其證書中ニ在ル負債主ニ對シテ無キモノトス

〔参照〕委附ヲ爲ス方法ハ(民)一六八九ヨリ一六九一マテ、
其効力ハ(民)一六九二以下、義務者ノ領承シタル者ハ(民)
一六九五、

Cession de droit litigieux.

セシオン、ド、ドロア、リチジャー

訟件ノ讓渡

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ(テノ部六四)「リチジャー」ハ「詞訟ト
ナリタル」ノ義ナリ(エルノ部一一「リチジャー」參看)

〔釋解〕「セシオン、ド、ドロア、リチジャー」及ヒ「セシオン、ド、ドロ
ア、シックセシフ」(次ニ見ユ)モ亦「シツプロガシオン」(代權ナリ
エスノ部二二)中ノモノナリ○「按」訴訟ト爲リタル件ヲ
讓渡スヲニシテ其目的ハ訴訟ト爲リタル權利ヲ讓リ
渡スニ在ラスシテ申立ノ曲直ヲ論セス權利アリト思

考スル訴訟ノ利益ヲ賣ルヲチイフ(ムーロンニ據ル)

〔參照〕効力ハ(民)一六九九、ヨリ一七〇一マデ、

Cession de droits successifs.

セシオン、ド、ドロア、シックセシフ

相續權ノ讓渡

〔本義〕「シックセシフ」ハ「相續」ノ義(エスノ部二五「シックセシフ
ン」參看)

〔釋解〕「按」相續スルノ權利ヲ他人ニ賣渡スヲニシテ相續
中ニ在ル或ル物件ヲ賣ルヲチイフニ非ス然ル相續ハ
人ノ身分ニ依リテ自然ニ移ルモノナレハ其相續人タ
ルノ身分ハ他人ニ讓リ渡シ得ヘキモノニ非ス唯其身
分ニ附着シタル權利ト義務ヲ賣ルノミ(ムーロンニ據
ル)

〔参照〕(民)七八〇、八四一、八八九、

シアンジウ

一九 Change.

兩替 爲替

〔本義〕「シアンゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「シアンゼ」ハ
羅甸ノ「カムビレ」ヨリ出ツ「カムビレ」ハ「曲クル」又「摺ム」ノ
義「シアンゼ」ハ「物ヲ取替ル」ノ意

〔釋解〕リトレ「シアンジウ」ハ總テ金銀ヲ貨幣ニ製造シタルモ
ノ、又製造セサルモノ、又紙幣、公債證書、及ヒ銅貨等ノ賣
買交換ニ關スル商賣ヲイフ又特別ニ商法ノ語ニテハ
甲若干ノ價ヲ以テ乙ニ約シ其契約ノ場所ヨリ他ノ場
所ニ於テ甲カ有スル金銀ヲ乙ニ渡ス取引ヲイフ故ニ

「シアンジウ」ハ「レトル、ド、シアンジウ」(下ニ見ユ)ヲ以テ金錢チ一ノ
場所ヨリ他ノ場所ニ送ル一方法ナリ

コントラド、シアンジウ

Contrat de change.

爲替契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(本部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ブ」フ一人アリ他ノ人ヨリ直チニ金高ヲ請取ル
カ又後日之ヲ請取ルカノ契約ヲ爲シ而シテ其場所ニ非
サル他ノ場所ニ於テ契約ヲ以テ定メタル日限ニ右ノ
金高ヲ渡スヘシト約束シタル契約ナリ例ヘハ一人ア
リ巴里ノ銀行ヘ若干ノ金高ヲ渡シ巴里銀行ニテハ其
受取リタル金高ヲ期限ニ至リ龍動ノ銀行ニ於テ渡ス
ヘシト契約スルカ如キ是ナリ

〔参照〕法式ハ(商)一一〇以下、金額ヲ備ルコトハ(商)一一五以下、領承ハ(商)一一八以下、他人干渉シテ承諾ヲナスコトハ(商)一二六以下、拂期限ハ(商)一二九以下、裏書ハ(商)一三六以下、連帶義務ハ(商)一四〇、保證ハ(商)一四一以下、拂方ハ(商)一四三以下、他人干渉シテ拂方ヲナスコトハ(商)一五八以下、手形持主ノ權利及ヒ義務ハ(商)一六〇以下、要償書ハ(商)一七三以下、返シ爲替ハ(商)一七七以下、時効ハ(商)一八九、爲替ノ相場ハ(商)七二、七三、主任裁判所及ヒ民事拘留ハ(商)六三六、六三七、

Lettre de change.

レトル、ド、シアンシツ

爲替手形

〔本義〕レトルハ本ト書狀ナリ今手形ノ意ニ用ユ

〔釋解〕レトル、ド、シアンシツハ爲替ヲ爲ス手形ノコニシテ一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ向ケ金錢ヲ移轉スルヲ目的トスルモノナリ其移轉ハ手形ヲ記載シタル「チル」(振出人ナリテノ部九)及ヒ其記載シタル手形ヲ受ケ取りタル「ボルツール」(手形持主ナリ)及ヒ「チレ」(拂人ナリテノ部九)即チ「アクセプトール」(手形領承人ナリアノ部一三「アクセプトーション」參看)ノ間ニ於テス「ボルツール」ハ裏書ノ式ニ依テ手形ヲ他人ニ譲リ渡スコトヲ得ルナリ○リトレ甲若干金ヲ乙ノ銀行或ハ他ノ商人ニ渡シ乙ハ遠地ニ在ル支店或ハ取引アル人ニ宛テ右ノ金高ヲ甲或ハ甲ノ指圖ヲ受ケタル他ノ人ニ拂ヒ渡スヘシトイヒ送ル手形ヲ「レトル、ド、シアンシツ」トイフ

〔参照〕前ニ同シ

シアル
ゾ
シアツ
鑠兒土 喇

建國法

110 Charte.

〔本義〕羅甸ノ「カルタ」ヨリ出ツ「カルタ」ハ「紙」ナリ又「羊皮製ノ紙」チイフ

〔釋解〕古ヘハ「シアルト」ト「シアルトル」ト共ニ書類ノ「チイヘ」リ然レ今ハ最上ノ尊重ノ書面ノ名ニテ國ノ政體ヲ記載シタルモノチイフ○「ダローズ」シアルト」ハ雙方ノ者ノ約束ヲ稱スルモノナリ其名ハ建國法及ヒ平人又ハ「プロウンス」(古時國ノ區畫ニテ今ノ州ノ如キモノナリ)ニ特權ヲ讓渡ス「コ」用キタリ○「バシッレ」佛國ニ於テハ路易八世ノ建テタル者ニシテ千八百十四年六月四日ニ

頒布セシ建國法ノ名ナリ

シアルト、パルチ

111 Charte partie.

船舶賃貸 借船證書

〔本義〕「シアルト」ハ「書付」ナリ「パルチ」ハ「パルチルト」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「パルチル」ハ「分ツ」ノ義「シアルト、パルチ」ハ即チ「分レタル證書」ノ意ナリ古ヘ甲乙契約スル時ハ其契約書ヲ羊皮製ノ紙即チ「シアルト」ト稱スルモノニ書シ二通ヲ造ラズ「一通」ニ「分チ」雙方ニ其一片ヲ有スルチ以テ通慣トス即チ「シアルト、パルチ」是ナリ
〔釋解〕「アフレントマン」(船舶賃貸ナリアノ部四四)ナリ○「リウニエル」(アルマツール)「艦船者」ナリアノ部七五又ハ船長

セノ部

又ハ其代理人ヨリ或ル場所ニ商品運送ノ爲メ約定ノ
賃銀ヲ取り船ノ一部又ハ全部ヲ賃貸スル契約チイフ
又其船ノ賃貸契約ヲ證明スル書付チモイフ
〔参照〕商二二六、二七三、二八六、

シアルトル、プリウエ

1111 Charite-privée.

私獄

私禁

〔本義〕「シアルトル」ハ古ヘノ「監獄」ノ名ナリ「プリウエ」ハ「私」ナ
リ

〔釋解〕人チ「シアルトル、プリウエ」ニ拘留スルトイヘハ官ニテ
獄舎ト認メサル獄舎ニ拘留スルヲナリ○ダローズ不
法ニ人チ拘留スルヲチイヒ又其不法ニ人チ拘留シ置

ク場所チイフ

〔参照〕訴七八八、(治六一五、刑)一二二、三四一、

シウテル

1111 Cheptel.

畜類賃貸

〔本義〕「セルチク」(地名)ノ「シタル」ヨリ出ツ「シタル」ハ「家畜」ナ
リ

〔釋解〕畜類ヲ賃シ其畜類ノ増殖及ヒ其利益ヲ借主ト貸
主ノ間ニ分ツ約束ニテ爲シタル賃貸チイフ(ベノ部一
「バイ、ア、シッテル」參看)

〔参照〕畜類賃貸ノ性質ハ(民)五二二、一七一、單一ノ畜類
賃貸ハ(民)一八〇四以下、半分ノ畜類賃貸ハ(民)一八一八
以下、小作ニ入レタル畜類賃貸ハ(民)一八二一以下、耕作

セノ部

人ニ與ヘタル畜類貸貸ハ(民一八二七以下、牝牛ノ畜類
貸貸ハ(民一三八一、民事拘留ハ(民二〇六二、

二四
Chirographaire.

キログラフェル

手記

〔本義〕希臘ノ「セルグラボ」ヨリ出ツ「セルグラボ」ハ「セル」ト
「グラボ」ト合成シタルモノニテ「セル」ハ「手」ナリ「グラボ」ハ
「吾カ書スル」ノ義

〔釋解〕手ツカラ記載スルコナリ

Tire chirographaire.

ナトル、キログラフェル

手記證書

〔本義〕「ナトル」ハ「證書」ナリ(テノ部一〇)
〔釋解〕公ケノ權威ヲ有スル人ニ依ラスノ義務者自ラ手

Crancier chirographaire.

手記證書人權者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「人權者」ナリ(本部九七)
〔釋解〕「ナトル、キログラフェル」ヲ占有スル人權者チイフ古
ヘハ公證人ノ造リタル證書ニ書入ヲ加附シタルコト有
リ因テ今「クレアンシエ、イボテケル」(書入ノ權ヲ有スル
人權者ナリ)ニ對シテ「クレアンシエ、キログラフェル」トイ
フ是レ通常用ユル所ナレトモ穩當ナラス○リトレ「ク
レアンシエ、キログラフェル」ハ人權者ニシテ公正證書ヲ
有セス「アクト、スー、セン、アリウエ」ノミチ以テ其權利ヲ證

七二二、一七二四、一七二九、一七四一、一七四三、亡失物ハ
〔民〕七一七、二二七九、賣却物ハ〔民〕一六〇四以下、一六二四、
一六二五、一六四一、盜取物ハ〔民〕一三〇三、二二七九、

Chose fungible.

シオーズ、フォンジブル
得代物

〔本義〕エフノ部一三ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

Chose future.

シオーズ、フウチウル
未來物

〔本義〕エフ部三〇ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

Chose jugée.

シオーズ、ジッゼ
已決事件

〔本義〕「シオーズ」ハ「事」ナリ「ジッゼ」ハ「裁判」セラレシノ義

〔釋解〕裁判既ニ確定シタルニ因リ法律ニテ其裁判ハ眞
實ニシテ事實ト相違セサルモノナレハ之ヲ動搖ス可
ラサルモノトスル其推測チイフ而シテ其推測ハ法律上
ニ於テ之ヲ破ルヘキノ道ナキモノトス其推測ノ力ハ
裁判ヲ經タル其事物ニ付其位置ニアリシ其人ニ限ル
モノニシテ決シテ其訴訟以外ノ人ニ對シテハ推測ノ力
ナシ〇リトシテ終審ノ裁判ヲ經テ既ニ故障又ハ控訴ニ
依リテモ襲撃ヲ受ケサル位置ニ至リタル事件チイフ

〔参照〕(民)一三五〇ノ三項、一三五一、

シルコンスタンス

117

Circumstance.

情状

〔本義〕羅句ノ「シルキムスタンシア」ヨリ出ツ「シルキムスタンシア」ハ「シルキム」ト「スタンシア」ト合成シタルモノニテ「シルキム」ハ「周圍」又「傍側」ナリ「スタンシア」ハ「スタレ」ヨリ出テタルモノニテ「立チテ居ル」ノ義

〔釋解〕事柄ノ「アクシダン」(變災ナリアノ部一五)ナリ〇リトレ一ノ事柄アリ其事柄ニ附帶シ來ル所ノ別段ノ事柄チイフ

シルコンスタンス、アグラウアント

Circumstances aggravantes.

加重ノ情状

〔本義〕「アグラウアント」ハ「重クスヘキ」ノ意

〔釋解〕此語ハ刑法ニ用ヰル所ノモノニシテ其情状ハ法官ノ認定ニ任カスルモノナリ〇リトレ重罪又ハ輕罪ノ刑ヲ別段ニ重クスヘキ事情チイフ〇ダローズ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ重クスヘキ別段ノ事情チイフ

〔參照〕(刑)一九八、(治)三三八、

シルコンスタンス、アテニウアント

Circumstances atténuantes.

輕減ノ情状

〔本義〕「アテニウアント」ハ「輕クスタスヘキ」ノ意

〔釋解〕此語亦刑法ニ用ヰル所ノモノニシテ其情状ハ陪審官ヨリ申立ルモノトス〇リトレ刑ヲ減輕スヘキ事情チイフ〇ダローズ一ノ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ輕ク

スヘキ別段ノ事情チイフ

〔参照〕輕減情狀ハ(治)三四一、三四七、(刑)四六三、

シタシオン

呼出

呼出狀

Citation.

〔本義〕羅句ノ「シタレ」ヨリ出ツ「シタレ」ハ「呼出ス」ノ義

〔釋解〕「アッルスマン」(アノ部四八)ニ同シ〇リトレ裁判官ノ面前ニ出頭セシムル爲メ使吏ヨリ書付チ送達シテ呼出スヲナリ又其呼出チ記載シタル書付チモイフ〇ダ
ローズ「シタシオン」ハ「アッルスマン」及ヒ「エクスプロア」
〔傳票ナリエノ部四〇〕ト同義ナリ而シタシオンハ專ラ治安裁判所ノ呼出、輕罪裁判所或ハ違警罪裁判所ノ

呼出ニ用サレ語ナリ(本部一六「セギル」參看)

〔参照〕親屬會議徵集ハ(民)四〇九以下、時効中斷ハ(民)二二四以下、治安裁判所呼出ハ(訴)一、呼出ス可キ處ハ(訴)二、三、呼出狀ヲ渡ス可キ處ハ(訴)四、期限ハ(訴)五、六、一〇三三、裁判言渡ヲ呼出ト看做ス場合ハ(訴)二八、保證人ヲ呼出ス法方ハ(訴)三二、勸解呼出チ爲ス場合ハ(訴)五六七、五七一、勸解ニ呼出ス場合ハ(民)五〇、其期限ハ(訴)五一、一〇三三、呼出狀ヲ送達スル人ハ(訴)五二、邑長ノ呼出ハ(治)一六九、違警罪裁判所呼出ハ(治)一四五、其期限ハ(治)一四六、缺席裁判ノ故障ハ(治)一五一、

クラムール、ピブブリク

喊控

Clameur publique.

〔本義〕「クラムール」ハ「憤怒或ハ不満ヨリ出ル聲」即チ「叫フ」ノ意「ビブブリク」ハ「公ケ」ノ義

〔釋解〕茲ニ犯罪者アラシニ其現行ノ罪人ヲ他ニ告知セシメ爲メニ發スル所ノ叫ヒチイフ

〔參照〕(治)一六、一〇六、

クローズ

III Clause.

箇條

〔本義〕羅句ノ「クローザ」ヨリ出ツ「クローザ」ハ「閉チタルモノ」包ミタルモノ「限リタルモノ」定メタルモノノ義

〔釋解〕「アクト」(證書ナリアノ部二七)「コントラ」(契約ナリ本部八四ニ見ユ)又ハ「トレテ」(條約ナリ)等ノ「デスポジション」(箇條ナリ)チイフ〇リトレ契約書、條約書、法律ノ

條文其他公私ノ書付中ニ其一部ヲ爲ス箇條チイフ

クローズ、オブスキュル

Clauses obscures.

曖昧箇條

〔本義〕「オブスキュル」ハ「暗ラキ」ノ義

〔釋解〕凡ソ曖昧ナル文義ハ義務者ノ利益タル可キ意ニ解釋スヘシ〇ダローズ「クローズ、オブスキュル」ハ文意ノ疑ハシキ箇條ナリ

〔參照〕(民)一一五七ヨリ一一六〇マテ、

クローズ、ペナル

Clause pénale.

過代約條

〔本義〕「ペナル」ハ「刑」ノ義

〔釋解〕義務ヲ執行セサルヲ履行スヘシト約シタル格段

セノ部

ノ義務ヲ證スル箇條ヲイフ○リトレ契約書又ハ遺囑書ノ内ニ結約人又ハ遺囑ヲ受ケタル人義務ヲ履行セサルキハ過代トシテ若干ノ償ヲ爲スヘシト約シタル箇條ヲイフ

〔参照〕過代約條ハ(民)一二二六以下、二〇四七、

同 共 コ

〔本義〕羅句ノ「キム」トイフ前詞ニ同シ「キム」トハ「何々ト」ト云フトキノ「ト」ノ意ニシテ一致又ハ附ケ加ヘチ指示ス語ナリ

〔釋解〕「コ」ハ數多ノ事件其時チ同クシ又ハ其利益ヲ共ニ

スル意チ示ス語ナリ尤モ常ニ他ノ詞ニ附加シテ用ヰルモノニシテ唯「コ」ノ一語ニテ之ヲ用ユルコトナシ左ノ諸語ノ如キ是ナリ

コ、アキウゼ

Concussus.

共同被告人

〔本義〕「アキウゼ」ハ「罪ヲ訴ヘラレタル人」ナリ(ア)ノ部二〇「アキウゼ」ヲ參看

〔釋解〕リトレ此語ハ刑法ノ語ニシテ男女チ問ハス同一ノ犯罪ニテ共ニ訴ヘラレタル人チイフ○バシツレ他ノ一人又ハ數人ト同一重罪事件ニ加ヘラレタル人ナリ又別段ニ用ヰルキハ重罪ノ豫備ヲ爲シ又之レト同行シ又ハ之レニ附從シタル情狀ノ一部ノミニ加ハリタ

ル人チモイフ

Coassociés.

コ、アソシエ

共同社員

〔本義〕「アシソシエ」ハ「會社ヲ結ヒタル人」ナリ（アノ部八六「アソシオン」參看）

〔釋解〕リトレ他ノ一人若クハ數人ト會社ヲ結ヒテ其社員ト爲リタル人チイフ

Coassociés.

コ、クレアンシエ

共同人権者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「人権者」ナリ（本部九七）

〔釋解〕リトレ他ノ一人若クハ數人ト共ニ或ル義務者ニ對シテ權利ヲ有スル者チイフ

Codébiteurs.

コ、デビツール

共同義務者

〔本義〕「デビツール」ハ「義務者」ナリ（デノ部四）

〔釋解〕リトレ他ノ人ト共ニ義務ヲ負ヒタル人チイフ

Cohabitants.

コ、アビタン

同居人

〔本義〕「アビタン」ハ「住居スル人」ナリ

〔釋解〕「按」二人以上一處ニ住居スル人チイフ

Cohabitation.

コ、アビタシオン

同居

〔本義〕「アビタシオン」ハ「住居」ノ義

〔釋解〕リトレ一處ニ住居スル二人ノ位置又一家ニ同居

スル夫婦ノ位置チイフ

〔参照〕(民)一八一、

コ、エリチエ

Cohéritiers.

共同繼嗣

〔本義〕「エリチエ」ハ「繼嗣」ナリ(ア)シノ部二

〔釋解〕リトレ他ノ者ト共ニ一相續ヲ承ケ繼ク人チイフ

〔參照〕(民)二一〇九、

コ、エンテレセ

Cointeressés.

共同關係者

〔本義〕「エンテレセ」ハ「關涉シテ利益アル人」チイフ

〔釋解〕リトレ此語ハ法律ノ語ニテハ男女ヲ論セス一ノ事件又ハ一ノ起業ニ就キ他ノ數人ト損益ヲ共ニスル

者チイフ

コ、レガテル

Colégataires.

共同受遺囑者

〔本義〕「レガテル」ハ「遺囑ヲ受ケタル人」チイフ(エ)ルノ部三

〔釋解〕レトレ男女ヲ論セス他人ト共ニ遺囑ヲ受ケ其遺囑物ノ一部分ヲ有スル者チイフ

コ、リシタン

Colicitants.

共同物ノ賣却者

〔本義〕「リシタン」ハ「數人ニテ所有スル物ヲ競賣スル人」チイフ(エ)ルノ部八「リシタシオン」參看

〔釋解〕リトレ分ツベクシテ未タ分クサル物件ヲ共有者ニテ競賣スル時ノ其共有者中ノ一人ヲ指シテイフ

Cooligés.

コ、オブリゼ

共同義務者

〔本義〕「オブリゼ」ハ「義務ヲ負フタル人」ナリ（オノ部一「オブリガシオン」參看）

〔釋解〕リトレ一ノ契約ニテ他ノ者ト共ニ義務ヲ負ヒタル者チイフ

コ、パルタジャン

Copartagants.

共同分配者

〔本義〕「パルタジャン」ハ「分ツ人」ナリ（ペノ部一二「パルタジャン」參看）

〔釋解〕リトレ物件ノ分配ニ付キ他ノ人ト共ニ其分配ノ一部ニ預ル人チイフ

〔參照〕（民二一〇九、

コ、プロプリエテル

Copropriétaires.

共同所有者

〔本義〕「プロプリエテル」ハ「所有者」ナリ（ペノ部六六「プロプリエテ」參看）

〔釋解〕リトレ一ノ所有權ヲ分タスシテ他ノ一人若クハ數人ト共有スル人チイフ

コ、チウツール

Cotuteur.

共同後見人

〔本義〕「チウツール」ハ「後見人」ナリ（テノ部二〇）

〔釋解〕リトレ一人ノ後見職ヲ他ノ人ト共ニ任セラレタル人チイフ

〔参照〕(民)三九六、

Confruitiers.

共同收實者

コ、ユシツフリウイナエ

〔本義〕「ユシツフリウイナエ」ハ收實權ヲ有スル人ナリ

〔釋解〕「按」一ノ「ユシツフリウイ」(收實權ナリ)ユノ部六)ヲ他ノ者ト共ニ有スル人ナイフ

ユ、ウアンヅール

Covendeurs.

共同賣主

〔本義〕「ウアンヅール」ハ「賣ル人」ナリ(ウエノ部五「ウアント」參看)

〔釋解〕「リトレ」共同ニテ所有シタル一ノ物件ヲ共共有者ト共ニ賣ル人ナイフ

コド

三三三 Code.

法典

〔本義〕羅甸ノ「コデクス」ヨリ出ツ「コデクス」ハ「事ヲ書スル板」ナリ又「其板ノ集リ」又「書籍」又「簿冊」ナイフ

〔釋解〕同種類ノ事柄ニ就テ設ケタル法律ヲ蒐集シタルモノナイフ ○「リトレ」一種類ニ關スル法律ノ箇條ヲ立
法官ノ手ニテ蒐輯シタルモノナイフ

コラテラル

傍支乃

ハラシ、コラテロー

傍支親屬

Parents collateraux.
〔本義〕「コラテラル」ハ「コ」ト「ラテラル」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「ラテラル」ハ「物ノ旁側」ナリ「パラシ」ハ「親

三三三 Collateral.

セノ部

屬」ナリ(ペノ部六「パランテ」參看)

〔釋解〕「パラン、コラテロ」ハ宗系ニ屬セサル親屬ニシテ
即宗系ノ尊屬卑屬外ノ親屬チイフ

〔參照〕(民)七三一、七三三、

リニウ、コラテラル

Ligne collatérale.

傍系

〔本義〕「リニウ」ハ「線」ナリ

〔釋解〕リトレ宗系ノ傍ニ列スル系チイフ從弟甥姪叔父
叔母等ノ如キ是ナリ

〔參照〕(民)七三六、七三八、七四二、

シウクセシオン、コラテラル

Succession collatérale.

傍支相續

〔本義〕「シウクセシオン」ハ「相續」ノ義(エスノ部二五)
〔釋解〕リトレ傍系ノ親屬ヨリ承ケ繼ク遺物相續クイフ
〔參照〕(民)七五〇以下、

コラシオン、ド、アクト

Collation d'actes.

證書ノ對校

〔本義〕「コラシオン」ハ「物ヲ較ヘ見ル事」チイフ「ド」ハ「ノ」ナリ
「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)(口音)「コラシオン、ダクト」
〔釋解〕證書ノ副書ト本書ト差異ナキヲ慥ニスル爲メ雙
方校合スルチイフ

〔參照〕對校ハ(訴)八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コレクテフ

Collectif.

合名ヲ

〔本義〕羅句ノ「コルリゼレ」ヨリ出ツ「コルリゼレ」ハ「集合スル」ノ義今「コレクティブ」ハ「人又ハ物ノ集合ニ關スル」ノ義ナリ

〔釋解〕エスノ部一四「ソシエテ」ノ處ニ見ユ

〔參照〕同上

コロカシオン

Collocation.

順序付

〔本義〕羅句ノ「コロカレ」ヨリ出ツ「コロカレ」ハ「コト」「ロカレ」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「ロカレ」ハ「場所ニ置ク」ノ義

〔釋解〕拂方請取ノ爲メ人權者ノ前後ヲ次第スルヲチイフ○リトレ義務ノ種類ニ依テ法律ニ設ケタル順序ニ

循ヒ人權者ヲ書キ列ヌルヲナリ
〔參照〕順序付ハ(民)二一五一、二一六六、順序付ノ願ハ(訴)七五四、七五五以下、船艦ノ價ニ付テハ(商)二一四、分散ノ場合ハ(商)五五二以下、

コリウジオン

Collusion.

同謀欺騙

〔本義〕羅句ノ「コリッデレ」ヨリ出ツ「コリッデレ」ハ「コト」「リッデレ」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「リッデレ」ハ「樂シム」ノ義「コリッデレ」ハ即チ「集リ謀リテ人ヲ騙スル」ノ意ナリ
〔釋解〕人ヲ損シ己ヲ利シンガ爲メ數人共ニ爲ス所ノ詐僞ノ相談チイフ○バシレ他ノ人ニ損害ヲ與ヘントスル數人ノ密合チイフ此詐僞ノ密合ヲ以テ訴訟中ニ爲

シタル事柄ハ皆「コリッジオン」ニテ成リタルモノトス又
法ヲ犯シ若クハ外人ヲ欺クノ目的ニテ爲シタル「コン
トル、レトル」(反證々書ナリ本部八七)ハ「コリッジオン」ニテ
成リタル書付ナリ總テ「コリッジオン」ノ證據アルキハ其
作爲シタル書付ハ效ナキモノトス日耳曼聯邦中ノ或
ル國ニテハ「コリッジオン」ニテ結ヒタル契約ノ嫌疑アル
キハ豫審裁判官ニ許シテ拘引狀ヲ發セシム
〔參照〕(訴)五〇五、七二二(刑)一九五、

コロシ

小作人

耕作人

屬地人民

Colon.

〔本義〕羅甸ノ「コレレ」ヨリ出ツ「コレレ」ハ「耕ス」ノ義

〔釋解〕「ラエルミエ」即チ小作人ナリ○リトレ土地ヲ耕作ス
ル人チイフ又殖民ノ部分ヲ爲シ殖民地ヲ耕ス人又本
國ノ人ニ對シテ之ヲ用キルキハ殖民地ニ住居ヲ爲ス
人又殖民地ニ於テ殖民ノ親屬ヨリ生レタル人ニシテ
歐羅巴ヨリ來リタル人ニ對シテ用キル語ナリ

Colon partiaire.

分益小作人

〔本義〕「パルシエ」ハ「部分」ノ義(ペノ部一五)

〔釋解〕賃貸ニテ土地ヲ借り其菓實ヲ貸主ト分テ取ルノ
約ヲ爲シタル小作人ナリ○〔按〕土地賃貸契約ノ賃ヲ金
ニテ出スヘキヲ其借用地面ノ菓實ノ一部分ヲ以テ賃

金ニ代ユル土地賃貸ヲ「コロナ」トイフ（ムーロンニ據ル）此「コロナ」ノ契約ニテ土地ヲ借リテ耕ス人ヲ「コロソ、パルシエル」トイフ

〔参照〕概則ハ（民）一七六三、一七六四、家畜賃貸ハ（民）一八二七、民事拘留ハ（民）二〇六二、

コマン

Command

替名買主

〔本義〕「コマンデ」トイフ働詞ノシタル名詞ニシテ「コマソデ」ハ羅匈ノ「コマンダレ」ヨリ出ツ「コマンダレ」ハ「コム」ト「マソダレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ「コ」（本部三一）ト同シ「マソダレ」ハ「指圖スル」又「代理ヲ托スル」ノ義〔釋解〕リトレ書付ニ自己ノ名ヲ出サスシテ他人ヲシテ

物ヲ得セシムル人ヲイフ

デクララシオン、ド、コマン

Déclaration de command.

替名ノ表告書

〔本義〕「デクララシオン」ハ「表告」ノ義（デノ部八）「ド」ハ「ノ」ナリ〔釋解〕此語ハ「エレンクシオン、ダミ」（エノ部八）トイヒ初メ顯ハ「己」レノ爲メナリトシテ約束シタル者ヲ後チニ至リ實ハ他人ヲ代理シタリト陳述スル書付ヲイフ故ニ代理ヲ任カセタル人即チ「コマン」ノ名ヲ人ニ知ラセルハ惟此ノ「コマン」表告書ニ依ルノミ〇リトレ「デクララシオン、ド、コマン」ハ代訟人ヨリ己レカ競賣ニテ買主ト爲リタルハ誰某ノ利益ノ爲メニ爲シタリト其未ダ知レサリシ人ヲ明指スル書付ヲイフ〇「バシッレ」コマン

ン表告書ノ效ハ「コマン」ニ所有權ヲ移サシムルニ在リ
 然レモ假ノ買主ハ賣主ニ對シ一切ノ責任ヲ免ル、チ
 得ス賣主ハ此假ノ買主トノミ契約ヲ結ヒタルモノナ
 リ但シ買賣契約書ノ末又ハ競賣裁判書ノ末ニ表告ヲ
 附記スルヲ慣習トス陳述ハ廿四時間ニ之ヲ爲シ及ヒ
 同期限内ニ記録税局ヘ之ヲ通知セサル可ラス公ケノ
 財産又ハ邑ノ財産ノ賣買ニ付テハ競賣ノ後即時ニ表
 告ヲ爲サ、ルベカラス裁判所ニテノ競賣ニ付テハ代
 訟人ヨリ三日内ニ其表告ヲ爲サ、ルヘカラス

(參照)森二三、

四〇 Commandement.

コマンドマン

執行命令書

(本義)「コマンド」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其義
 本部四一「コマンド」ノ處ニ見ユ
 (釋解)義務ヲ負フ者或ハ裁判申渡ヲ受ケタル者ニ義務
 又ハ、裁判ヲ執行スヘシト官吏ヨリ命スル所ノ書付ヲ
 イフ「コマンドマン」ハ「マンドマン、エッセキットアル」(マン
 ドマン)ハ命令式書「ナリ」エッセキットアルハ「執行」ナリ又
 之ヲ單ニ「マンドマン」トイフ「マンドマン」ハエムノ部四
 チ記シタル證書有ルニアラサレハ之ヲ造ルチ得ス〇
 ムーロン「コマンドマン」ハ一ノ書付ニシテ此書付ハ一
 人ヨリ使吏ノ手ヲ經テ他ノ一方ノ者ニ送達スルモノ
 ニシテ而シテ裁判ヲ以テ他ノ一方ノ者ニ爲スヘシト申
 渡セシト又ハ執行權アル書付ニ依テ其負ヒタル義務

チ之ニ執行スヘシト命令シ若シ其執行ヲ拒ムキハ抑
制ヲ受クヘシト命令スルモノナリ

〔参照〕禁錮ハ(訴)七八〇、時効ノ中斷ハ(民)二二四四、土地ニ
附着シタル收納物拿住ハ(訴)六二六、執行ハ(訴)五八三、不
動産ハ(民)二二一七、(訴)六七三、六七四、船舶ハ(商)一九八、年
金ハ(訴)六三六、

四
一
Commandite.

コマンドイト

信任會社

Société en commandite.

ソシエテ、アン、コマンドイト

信任會社

〔本義〕「コマンドイト」ハ「コマンドイト」イフ働詞ノ變シタル名
詞ニシテ「コマンドイト」ハ「信任」ノ意「ソシエテ」ハ「會社」ナリ(エ

スノ部一四)「アン」ハ「於」ナリ○リウヱル「ソシエテ、アン、コ
マンドイト」ハ本ト中世ニ多ク行ハレシーノ契約「コマン
ド」ヨリ出ツ其契約ノ仕方ハ諸方ヘ行ク商人又ハ舟乘
ト市場ノ在ル町カ又ハ舟ノ到着スヘキ港ニ於テ取引
チナス爲メニ金錢或ハ小商品ヲ任カシ其金錢又ハ商
品ノ儲ケ高幾分ハ商人或ハ舟乘之ヲ取り又其金錢或
ハ商品ヲ出シタル人共幾分ヲ取り而シ其義務ハ初メ
出シタル高ノ外ハ之ヲ負ハサルナリ此會社ヲ「ソシエ
テ、アン、コマンドイト」ト名ケ別段ニ其規則ヲ設ケシコトハ
千六百七十三年ノ命令(第四篇第一條及第八條)ヨリ始
リタリ

〔釋解〕「ソシエテ、アン、コマンドイト」ハ通常ノ資本貸主ヲ以

テ社員ノ一部トナシ成立チタル會社チイフ〇リトレ
 「コマンデト」ハ商法ノ語ニシテ「ソシエテ、アソ、コマンデ
 ト」ハ「ソシエテ」ノ語ヲ加ヘス單ニ「コマンデト」トモイフ
 (「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハエスノ部一四)〇リウ、エル
 「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハ會社ノ責ヲ連帶シタル一
 人又ハ數人ノ社員ト出シタル資本金額ダケノ責ヲ負
 フヘキ一人又ハ數人ノ金主トニ依テ成リ立ツ會社ナ
 リ喻ヘハ甲、商業ヲ爲シ或ハ甲乙二人コテ商業ヲ爲シ
 丙、其社ニ一萬「フラン」ヲ入レ或ハ丙丁ノ二人コテ各一
 萬「フラン」ヲ入レ而シテ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預ラス又
 其出シタル資本金高ノ外ハ義務ヲ負ハズト約シ甲乙
 ノ二人ハ會社ノ支配人ト爲リ會社ノ債主ニ向テ悉ク

其責ヲ負フト雖モ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預カラサル
 ノ約束ヲ以テ其出シタル資本金ヲ失フノ外危害ナキ
 モノトス

(參照)〔商〕一九、二三ヨリ二八マテ、三八、三九、

コマンデタル

Commanditaire.

信任社員

〔本義〕「コマンデタル」ハ「コマンデト」ヨリ出ツ「コマテ」デテ
 ルハ即チ「コマンデト」中ニ在ル人ノ意

〔釋解〕信任會社ニ出シタル金額ノ外義務ヲ負ハサル所
 ノ社員チイフ〇リトレ信任會社ニ其資本ヲ貸付タル
 人チイフ〇「按」信任會社ノ社員ニシテ事務ヲ扱ヒ悉ク
 社ノ責ヲ負フモノヲ「コマンデタル」(破信者)トイヒ又「コン

プリマンテルトイフ

〔参照〕商二三、二五、二七、二八、

コメタン

委任者

選舉人

四二 Commettant.

〔本義〕「コメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コメトル」ハ羅句ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミテレ」ハ「コム」ト「ミテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミテレ」ハ「置ク」ノ義即チ「コメトル」ハ「一處ニ置ク」ノ義ナリ今「事ヲ爲スノ權ヲ以テ事ヲ爲ス場ニ置ク」ノ意ニ用ユ○
 「バシレ」「コメタン」ハ羅句ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミテレ」ハ「信任スル」ノ義

〔釋解〕指圖ヲ爲シ又ハ代理ヲ任スル人チイフ○「バシレ」代理人ニ己レノ利益ノ世話ヲ任シ之レニ共事務ヲ負擔シシメ己レニ代テ己レノ權ヲ行ハシムルタメ定リタル役目及ヒ權利ヲ此者ニ與フル所ノ人チイフ但代理人ニ任シタル役目ヲ行フノ間其代理人ノ他人ニ對シ爲シタル損害ニ付テハ己レ其責ニ住セサルヘカラス(民法千三百八十四條ニ見ユ)商法ニ於テハ他人ニ「コミシオン」(他人ニ托シ其人ノ名前ヲ以テ買賣ヲ任スルチイフ)チナス所ノ商人ヲ指シテ「コメタン」トイヒ又政事上ノ語ニテハ被選舉人即チ代議士ニ對シタル其選舉人チ「コメタン」トイフ

〔参照〕民一三八四、

恐嚇

〔本義〕羅甸ノ「コムミナリ」ヨリ出ツ「コムミナリ」ハ「コム」ト「ミナリ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミナリ」ハ「脅迫」ナリ

〔釋解〕脅ヤカシノミチ以テ成立ツ事柄ナリト雖モ亦其效アラサル者チイフ今ハ「グローズ、コミナトアル」(「グローズ」ハ箇條ナリ本部三〇)及ヒ「ベヌ、コミナトアル」ハ「ベヌ」ハ刑ナリベノ部二一)法律ニ於テ許サ、ル所ナリ〇「グローズ、コミナトアル」トハ裁判、契約、又ハ遺囑中ニ脅スノ種類即チ刑スルノ意ヲ含ミタル箇條チイフ又爲ス

ヘシト脅シ爲スヘシト迫マルヲチ含ミタル裁判チ「ジツマン、コミナトアル」トイフ其裁判ニ記シタル所ニ從フキハ其裁判ヲ取消スヲチ得例ヘハ原告人書類ヲ出サ、ルカ又ハ其原告ト爲ル所以チ理解セサルキハ其願ヒ事件ヲ其儘却下スル如キノ裁判ニシテ昔時ハ之ヲ「コミナトアル」トイヒ「シオーズジツゼ」即チ已決事件ノ力無シ其願方チ改ムルニ於テハ再ヒ同裁判官ノ前ニ訴ルチ得シヲアリ〇ボアタル一ノ條規有リ之チ當ツルト當テサルトノ權チ暗ニ裁判官ニ付セル所ノ條規チ「デスポジション、コミナトアル」トイフ〇アカデミ「ベヌ、コミナトアル」トハ充分ノ力ニテ當テ行ハス亦時トシテハ當テ行ハサルヲアル刑チイフ

〔参照〕(訴)一〇二九、

四四

Commission rogatoire.

コミシオン、ロガトアル
請托

〔本義〕「コミシオン」ハ「委任ナリ」ロガトアルハ「願フ」又「請フ」ノ義(エルの部四九)

〔釋解〕一ノ官吏ヨリ他ノ官吏ニ書面ヲ以テ其書面ニ記セル所ノ事ヲ爲スノ權利職務ヲ委任スルヲチイフ○
ハシツレ一ノ裁判所ヨリ民事又ハ刑事ノ或ル事件ヲ扱フ爲メニ他ノ裁判所ノ裁判官ニ爲ス所ノ委任ナリ民事訴訟ニ於テハ誓ヲ受ケ、保證人ヲ立テ、證人吟味ヲ扱ヒ、監定人ヲ命スル等ニ就テ此委任ヲ爲シ商法ニ於テハ帳面調ヘチナス爲メ又刑事ニ於テハ檢事又ハ豫審判

四五

Commodat.

無賃貸

事ヨリ他ノ法官又ハ司法警察官吏ニ犯罪ソ調書ヲ造リ、又ハ證人ノ申述ヲ聞キ又ハ住所搜索チナス爲メニ此委任ヲ爲ス最モ多シ○
フオースタン、エリ裁判官ヨリ司法警察官吏ヘ「デレガシオン」(委任ノ義)ノ部二〇ヲ爲スルハ其委任ヲ稱シテ單ニ「コミシオン」トイヒ裁判官ヨリ豫審判事其他總ヘテ「マシストラ」(法官)ニ爲スルハ之ヲ「コミシオン、ロガトアル」トイフ
〔参照〕(訴)二六六、一〇三五、(商)一六、(治)八三、九〇、
コムモダ

〔本義〕羅甸ノ「コムモダレ」ヨリ出ツ「コムモダレ」ハ「コムモダレ」ヨリ出ツ「コムモダレ」ハ「コムモダレ」ト「モダレ」ト合成シタ

セノ部

ルモノニテ「コム」ハ「以テ」ノ義「モザッス」ハ「便宜」ナリ「コモダレ」ハ「貸ス」ノ義

〔釋解〕「アレタ、ユザジツ」(使用貸付ナリペノ部五〇)ト同シ即チ物質ヲ變セスシテ使用シ得ル物件ノ貸付チイフ
○リトレ一ノ物件ヲ無代ニテ貸シ與ヘ其借主ハ物件ヲ本ノ儘ニテ返還スヘキ義務アル貸借ノ契約チイフ
此契約ハ一ニ「アレタ、ユザジツ」トイフ

〔參照〕性質及ヒ效力ハ(民)一八七四、一八七五以下、借主ノ契約ハ(民)一八八〇以下、貸主ノ契約ハ(民)一八八八以下、

コミウノ一テ

Communité.

共有

〔本義〕雜句ノ「コムミツコス」ヨリ出ツ「コムミツニス」ハ「コム」ト

「ミツニス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミツニス」ハ「本分」ナリ

〔釋解〕夫婦各自ノ財産ヲ併シテ共有スルチイフ○「バシツ」レ數人ノ人協同シテ利ヲ得ル爲メニ其財産ノ全部又ハ幾部ヲ集メテ結ヒタル會社チイフ然レモ法律語ニテハ特ニ婚姻ニ由テ夫妻ト爲リタル男女ノ間ニ生スル所ノ會社ニノミ此語ヲ用ユ

〔參照〕(民)一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九九、
婦財産共有ノ格別ノ仕方ハ(民)一五二九、雜則ハ(民)一二四、二〇六六、二二〇八、(商)五五七、(民)二二〇、(商)五、(治)九四四、
(商)一四、(民)二二五六、(訴)九〇九ノ一項、九三五、(民)八一八、一三九五、

Communauté légale.

コミッノ一テ、レガル

法律上共有³

〔本義〕「レガル」ハ「法律上」ノ義

〔釋解〕「コミッノ一テ、レガル」ハ夫婦ノ總ベテノ動産ヲモ包含スル語ナリ。○ダロ一ズ夫婦財産共有ノ法ヲ用非テ婚姻ヲ結ブト述ヘタルノミカ或ハ別段ノ共有契約ヲ結ハサル時ノ共有ナイフ又別段ノ契約アリト雖モ法式ニ違フ所アルカ或ハ本人ノ無能力ニテ其契約ノ無効ニ屬スル時ノ共有ナイフ

〔參照〕〔民〕一四〇〇以下、一四〇一以下、一四〇九以下、一四二一以下、一四四一、一四四二、一四四三以下、一四六七、一四六八以下、一四八二以下、一四九二以下、一四九六、

コミッノ一テ、コンウアシオ子ル

Communauté conventionnelle.

合意上共有³

〔本義〕「コンウアシオンテル」ハ「約束上」ノ義

〔釋解〕「コミッノ一テ、コンウアシオンテル」ハ夫婦財産契約中ニ本人互ニ其欲スル所ニ從ヒ箇條ヲ立テ記載スルモノナリ。○リトレ「コミッノ一テ、レガル」ハ契約ナクシテ成立ツ所ノ「コムミッノ一テ」ナリ。「コミッノ一テ、コンウアシオンテル」ハ夫婦財産契約ニ因テ廣狹スル「コミッノ一テ」ナリ。〔參照〕〔民〕一四九七、一五〇〇以下、一五二〇以下、一五二六以下、一五二七、一五二八、

コミッノ一テ、ド、アケ

Communauté d'acquêts.

別得ノ共有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アケ」ハ別得ナリ（アノ部二三（口音）「コミ
ノ」テ、ダケ」

〔釋解〕夫婦タルヘキ者婚姻ノ時「コミ」ノ「テ、ダケ」ヲ約シ
或ハ「コミ」ノ「テ」ニ爲サ、ル旨ヲ陳述スルヲ得又「コミ」
ノ「テ」ノ約ニ由リ嫁シタル婦ハ共有解止ノ後ナ何時
ニテモ其「コミ」ノ「テ」ヲ棄捐スルノ權ヲ有ス○〔按〕「コミ」
ノ「テ、ダケ」ハ共有中ニ夫若クハ婦ノ得ル所ノ財産ヲ
共有スルヲチイフ

コミ ヲ ヌ、ル ノ メ

Commune renommée.

通評

〔本義〕「コミ」 ヲ ヌ、ル ノ メ「ハ」ル「ト」ノ「メ」ト合成シタ
ルモノニテ「ル」ハ「繰」リ返ス「ノ」義「ノ」メ「ハ」名指ス「ノ」義「ル」ノ

メ」ハ即チ「名高キ」ノ意ナリ

〔釋解〕「コミ」 ヲ ヌ、ル ノ メニ由テ目錄ヲ造ルト云フ「ア」リ此
レ定期中ニ於テ目錄ヲ造ラサリシ時其目錄ニ換ユル
爲メニ證據人ヲ以テ證ヲ立テ目錄ヲ造ルヲチイフ○
〔按〕物ノ價又ハ物ノ品格等ノ普通ノ評説チイフ

〔参照〕(民)一四一五、一四四二、一五〇四、

アンケート、ド、コミ ヲ ヌ、ル ノ メ

Enquête de commune renommée.

通評吟味

〔本義〕「アンケート」ハ「證人吟味」ナリ（エノ部一九）「ド」ハ「ノ」ナリ
〔釋解〕「リ」ト「レ」或ル事實ヲ證スル爲メニ世間ノ評説ヲ穿
鑿スル「アンケート」即チ證人吟味ノ一種ナリ

〔参照〕(民)一四一五、一四四二、一五〇四、

Communicable.

コミニカブル
通報スヘキ

Causes communicables.

コーズ、コムニカブル
通報事件

〔本義〕「コミニカブル」ハ「コミニケ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ「コミニケ」ハ羅甸ノ「コムニニス」ヨリ出ツ「コムニニス」ハ本ト「共同」ノ義ニシテ今「コミニカブル」ハ「通シ合ハスベキ」ノ意ニ用ユ「コーズ」ハ「事件」ナリ
〔釋解〕「コーズ、コミニカブル」ハ檢事ヨリ「コンクリツジョ」ノ論結ナリ本部六〇ヲ爲スヘキ訴件チイフ〇リトレ一ノ訴件ニシテ其訴件ニ關スル證據類ヲ檢事ニ通シテ共審査ヲ經ヘキモノチイフ

Communists.

コミニスト

共有者

〔參照〕檢事通知ハ(訴)八三、八四、(訴訟入費表)九〇、民生證書ハ(訴)八五八、財産讓渡ハ(訴)九〇〇、判斷人ノ判斷ニ任カス契約ハ(訴)一〇〇四、裁判所ヨリ命シタル後見ハ(民)五一五、吾カ子ヲ非スト訴フルヲハ(訴)三五九、雜則ノ外ハ(民)六六八、(訴)八〇五、八八五、八八六、二四九、二五一、八六二ヨリ八六四迄、(民)二一四五、五一五、(訴)八九一、八九二、七六二、三一一、三八五、三七一、四八〇ノ八項、七八二、(民)七七〇、(訴)二〇二、

〔本義〕「コミニ」トテ「本部四六」ト同シ

〔釋解〕總ヘテ物件ヲ共同シテ占有スル人チイフ〇リト

レ一ノ共同所有權ヲ有スル人又後ニ分ツヘキ物件ヲ未タ分タサル前ニ共ニ占有スル人チイフ
〔参照〕分ツヘカラサル事ハ〔民〕八一五、家ハ〔民〕六六四、混合ハ〔民〕五七二ヨリ五七五迄、買戻ハ〔民〕一六六八、

コミッタチフ

互易ヲ

五〇

Commutatif.

〔本義〕羅句ノ「コムミッタレ」ヨリ出ツ「コムミッタレ」ハ「變スル」ノ義即チ甲ノ物ト乙ノ物ト換ユルノ意ナリ

〔釋解〕「エシアンジツ」(交換ナリエノ部一)ニテ行フコトナリ「コントラ、コミッタチフ」ノ如キ是ナリ

コントラ、コミッタチフ

Contrat commutatif.

互易ヲ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(本部八三)

〔釋解〕「按」コントラ、コミッタチフ「ハ」コントラ、アレアル
(アノ部五〇)ニ對スルモノニシテ「コントラ、ア、ナトル、オチル」即チ有報契約ノ一ナリ(オノ部七)「コントラ、コミッタチフ」ト「コントラ、アレアル」トノ區別ハ義務ノ數ヲ以テイフモノニ非スシテ結約者ノ各自交換シテ其受取ル所ノ價ノ性質ニ因テ立テタルモノナリ結約者ノ一方ノ者其與ル利益ヨリ上等等或ハ下等ナル利益ヲ受取り而シテ契約ノ即時ニ其雙方ノ損益ヲ判然知ルチ得ル契約チ「コントラ、コミッタチフ」トイヒ契約者ノ一方ノ與ル所ノ利益ヨリ受取ル所ノ利益ハ上等等同等下等ナルヤ否ヤハ後事ニ係ルモノニシテ契約ノ時ニ

在リテ豫メ其損益ヲ知ルヲ得サル契約ヲ「コントラ、アレアトアル」トイフ（ムーロンニ據ル）
〔参照〕民一一〇四、

五二

Commutation de peine.

刑ノ減赦
コミウタシオン、ド、ペヌ

〔本義〕「コミウタシオン」ハ羅甸ノ「コムミッタレ」ヨリ出ツ「コムミッタレ」ハ「變スル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ペヌ」ハ「刑」ナリ（ペノ部二二一）

〔釋解〕裁判ヲ以テ宣告シタル刑ヲ變換シ又輕減スルヲ「ナイフ」但シ國王ニ非レハ之ヲ爲スヲ得ス○「バシッレ」君主タル者ノ有スル恩赦ノ權ヨリ生スル所爲ニシテ君主ヨリ刑事裁判所ニ於テ宣告シタル刑ノ性質又ハ其

時間ヲ變換輕減スルヲ「ナイフ」コミウタシオン、ド、ペヌノ願ハ被刑人、監獄長、州長、裁判官、陪審官、檢事ヨリ之ヲ爲スヲ得而シテ其願ハ司法卿へ之ヲ出スへシ○「按」「グラ」一ス即チ恩赦ハ宣告シタル刑ノ全部ヲ赦スモノ有リ又其一部ヲ赦スモノ有リ此一部ヲ赦スモノヲ「コミウタシオン、ド、ペヌ」トイフ（「ブーフ」ニ據ル）

五二

Compensation.

抵填

〔本義〕羅甸ノ「コンパンサレ」ヨリ出ツ「コンパンサレ」ハ「コム」ト「パンサレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「パンサレ」ハ「權衡」ヲ以テ量ルノ義即チ「二」ノ物ヲ量リ合セテ平均ヲ取ルノ意ナリ

〔釋解〕二人互ニ義務者ノ位置ニ在ルヲ以テ互ニ共責ヲ免ル、コトヲイフ○リトレ二人アリ甲ハ乙ノ義務者ト爲リ乙モ亦甲ノ義務者ト爲ル時互ニ受取ヘキ高ヲ以テ拂フヘキ高ト計算指引ヲ爲シ互ニ義務ヲ免ル、コトヲイフ

〔參照〕義務消滅ハ(民)一、二、三、四、抵填ヲ爲ス場合ハ(民)一、二、八、九以下、一七、六、九、抵填ヲ許ルサ、ル場合ハ(民)一、二、九、八、一、八、八、五、

Compensation de dépens.

コンパンサシオン、ド、デパン
詞訟入費ノ抵填

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デパン」ハ「入費」ナリ(デ)ノ部二九參看
〔釋解〕數人ノ入費ノ全額ヲ其内ノ一人ニ負ハシメサル

Compéence.

管轄

コンペタンヌ

爲メ數人ノ間ニ其入費ヲ割合フコトナリ
〔參照〕(訴)一三一、

〔本義〕羅甸ノ「コムペテレ」ヨリ出ツ「コムペテレ」ハ「コム」ト「ペテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ペテレ」ハ「何々」ニ向テ行クノ義ニテ即チ「願フ」ノ意ナリ今其意ヲ轉用シテ「願ヲ受クル方」ノ意ニ用ユ○「パシレ」コンペタンヌハ羅甸ノ「コムペテレ」ヨリ出ツ「コムペテレ」ハ「適當スル」又「屬スル」ノ義

〔釋解〕公ケノ官吏ニ就テイヘハ其所任ノ公正證書ヲ作り又ハ之ヲ記シ渡スノ權利ナリ裁判所ニ就テイヘハ

法律ノ明文ニ依テ任スル所ノ裁判ノ權利ナリ○
 各官吏ニ法律ノ與ヘタル權利ノ程度ナリ其狹キ意
 味ニテハ立法官ノ定メタル區域内ニテ職務ヲ行フ
 ニ付キ裁判官ニ許シタル權ナリ又「コンベタンス」ハ「ジ
 ヲ」リ「ヂクシオン」(シ)ノ部一〇ト異ナリ「ジ
 ヲ」リ「ヂクシオン」ハ「コンベタンス」ハ此ノ權ノ程度ヲ
 裁判スルノ權ヲイヒ「コンベタンス」ハ此ノ權ノ程度ヲ
 イフ

〔参照〕行政ニ付キ參議院ハ一千八百五十二年一月二十
 六日ヨリ三十日ノ布告、參事院ハ共和第七年兩月二十
 八日ノ法律、重罪裁判所ハ(治)二九一以下、大審院ハ千七
 百九十年十月一日ノ法律、上等裁判所ハ(訴)一〇一〇、一
 〇二三、商事裁判所ハ(商)六三一以下、懲治裁判所ハ(治)一

Complainte.

保守

七四以下、一七九以下、一九九以下、治安裁判所ハ(訴)一以
 下、違警罪裁判所ハ(治)一三七以下、初告裁判所ハ(訴)四〇
 八、千八百三十八年四月十一日ノ法律
 コンプレント

〔本義〕「コンプレンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシ
 テ「コンプレンドル」ハ「コム」ト「プレンドル」ト合成シタル
 モノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プレンドル」ハ「告訴」ナリ(ベ
 部二八參看)

〔釋解〕占有ニ妨害ヲ受ケタルニ由リ起ス所ノ一ノ「アシ
 シオン、ボセツアル」(占有訴權ナリ)ノ部三四ナリ他ノ
 「アシシオン、ボセツアル」ト區別スルキハ「コンプレント」

ハ其占有ヲ從來通りニ保存スルヲ得ンヲ主トシテ
申立ル所ノモノナリ○「按」コンプレント「ハ」アクシオン、
アン、コンプレントトモイフ

〔参照〕民一二四八、二〇六〇ノ二項、訴三ノ二項、二三以下、

コンプリス

從犯

〔本義〕羅甸ノ「コムプレキス」ヨリ出ツ「コムプレキス」ハ「コ
ム」ト「プレキス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ
「プレキス」ハ「結ヒ付ケタル」ノ義今「コムプレキス」トイヘ
ハ「何々ト結ヒ付ケラレテ共ニ罰セラル、」ノ意ナリ
〔釋解〕人アリ重罪又ハ輕罪ヲ犯スニ付キ何程カ直接ニ
其犯罪ニ加ハリ多少ノ力ヲ添ヘタル者チイフ

Complice.

〔參照〕性質及ヒ刑ハ(刑)五八ヨリ六三迄、姦通ハ(刑)三三八、
重罪裁判所ハ(治)三七九、四三三、詐偽倒産ハ(刑)四〇三、詐
偽贗造ノ從犯ハ(訴)二三九、

コンプロ

陰謀

Complot.

〔本義〕「コム」ト「プロ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナ
リ「プロ」ハ企テヲ爲シ遂ル爲メニ巧且密ニ事ヲ行フ「
」ノ意

〔釋解〕罪ヲ犯スノ目的ニテ數人ニテ爲シタル總テノ陰
謀チイフ○リトレ法律語ニテハ國事ニ對スル「アタン
タ」(亂害ナリアノ部八九)ヲ爲サントスル者ノ陰謀ノ決
心チイフ

Compromis.

〔參照〕(刑)八九、九一、一二五、

コンプロミ

仲裁契約

〔本義〕「コンプロミ」ハ「コンプロメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ヨシテ「コンプロメトル」ハ羅句ノ「コムプロミテレ」ヨリ出ツ「コムプロミテレ」ハ「コム」ト「プロミテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プロミテレ」ハ「約束」ナス」ノ義

〔釋解〕數人ノ間ニ争ヲ起シタルキ争者互ニ「アルビトル」即チ仲裁人(アノ部七四「アルビトラ」ヲ參看)ノ裁判ニ依テ決セン「チ約スルトキノ契約」チイフ

〔參照〕性質及ヒ効力ハ(訴)一〇〇三ヨリ一〇〇七マテ、期

限ハ(訴)一〇一二、一〇一三、上告ハ(訴)一〇二八、和解ハ(民)一九八九、

コンピウルソアル

按閱

〔本義〕「コンピウルゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンピウルゼ」羅句ノ「コムピウルザレ」ヨリ出ツ「コムピウルザレ」ハ「強ヒテ爲サシムル」ノ義

〔釋解〕争訟ヲ決スルニ必要ナル書付ノ有無ヲ發見スル爲メニ公ケノ簿冊ヲ搜索スル「チイフ」〇リトレ書類ヲ搜索スル「チ」ニシテ即チ公證人、書記、其他證書、書付、簿冊ノ預リ人ヲシテ強ヒテ其書類簿冊ヲ差出サシムルカ又ハ其寫ヲ出サシムルカ又ハ之ヲ寫シ取ラシムル

Compulsoire.

セノ部

チ目的トスル訴訟手續チイフ又裁判官ヨリ公證人或
ハ其他ノ公ケノ官吏ノ手許ニ在ル書付チ「コンピルゼ」
スルヲチ許ス書付チモイフ

〔参照〕(訴)八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コンシリアシオン

五九

Conciliation.

勸解

〔本義〕「コンシリエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ
ンシリエ」ハ羅甸ノ「コンシリアレ」ヨリ出ツ「コンシリ
レ」ハ「コム」ト「シリアレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前
詞ナリ「シリアレ」ハ「シリオ」ノ轉語ニシテ「動ク」ノ義即チ
「コンシリアレ」ハ共ニ動クノ義ニテ今「相和スル」ノ意ニ
用ユ

ッ

六〇

Conclusion.

論結

〔釋解〕成ルベク訴訟ヲ無カラシメン爲メニ訴訟ヲ起ス
前ニ必ス先ツ治安裁判官ノ面前ニ於テ爲ス和解チイ
フ
〔参照〕性質及ヒ效力ハ(訴)四八以下、呼出狀ハ(訴)六五、民生
證書ハ(訴)八五六、書類寫ハ(訴)八三九、時効ハ(民)二二四五、
訴訟再發ハ(訴)三四五、拿住ハ(訴)五五六、五七〇、不動産ハ
(訴)七一八、財産分離ハ(訴)八七一、
コンクリウジオン

〔本義〕「コンクリッレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ
ンクリッレ」ハ羅甸ノ「コンクリッデレ」ヨリ出ツ「コンクリッ
レ」ハ「コム」ト「クリッデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前

セノ部

詞ナリ「ク」リッデレハ「閉ル」又「締メル」ノ義ニテ即チ「確定スル」ノ意

〔釋解〕訴訟ヲ爲ス者ノ願フ所及ヒ其權利アリト主張スル所ノ要略チイフ○ダローズ此語ハ通常用井ル所ニテハ訴訟人ヨリ裁判所ニ裁判ヲ願フ所ノ事項ノ中シ述ヘナリ故ニ「コンクリッジオン」ハ裁判ヲ受クヘキ者ヨリ喚起シ裁判ヲ爲ス者ハ是ニ依テ決定スルニ至ル申立ノ道理ノ結終シタルモノナリ亦檢事ノ意見或ハ要求ノ申シ述ヘチモイフ故ニ檢事ハ何レノ裁判所ニ於テモ「コンクリッジオン」ヲ爲スモノナリ然レ刑事ニテハ檢事ノ「コンクリッジオン」ヲ呼ンテ「レキ」シオン又「レキ」シトアルトイフ又時トシテ「コンクリッジオン」ヲ「ドマ」

ド（願ナリ）又ハ「ア」クシオン（訴權ナリアノ部二九）ト同義ニ用井ルコトアリ然レ「ドマ」ンド「ア」クシオンハ廣ク訴訟人ノ一方ヨリ相手方ニ對シテ要求スル事柄ノ申述ノ意ニ用ユ「コンクリッジオン」ハ相手方ニ對スルニ非ス裁判官ニ對シ裁判官ヲシテ己レノ「ドマ」ンド又ハ「ア」クシオンノ目的ニ同意セシムル爲メノ申述ベノ意ニ用ユ○「按」ク「コンクリッジオン」ハ單數ニ用ユルルハ事又ハ議論ノ結局チイヒ複數ニ用井ルルハ書面又ハ口上其他ノ方法ヲ以テ訴訟人ヨリ裁判所ニ審判ヲ願フ事柄ノ申シ顯ハシチイフ（リ）トレ及ヒアカデミニ據ル

〔參照〕檢察官ノ論結ス可キ事件ハ（訴）八三、一一二、二五一、三一、三八五、六六八、七六二、八五六、八五九、八六二、八七

九、八八六、八九二、九八七、(治)八〇、八一、一二二、一五三、一五八、一九〇、缺席裁判ニ係ル論結ハ(訴)一五〇、説由ノ論結ハ(訴)四六五、

コンクリーション、プレレンシバル

Conclusion principale.

主タル論結

(本義)「プレレンシバル」ハ「主タル」ノ義

(釋解)「ダローズ」訴訟ニ爲リタル權利ノ主タル所ニ就キ訴訟人ヨリ爲シタル總ヘテノ請求ヲ要略シタル「コンクリーション」チ「イフ」〇「ハシ」レ「訴訟」ハ其時ニ循ヒ「コンクリーション」ニ種々ノ名ヲ下ス「有リ始メテ」訴訟ヲ起ス願ニテ其争ヒノ主タル所ニ就キテ爲ス請求ヲ表スル「コンクリーション」チ「コンクリーション、プレレンシバル」ト

イフ

コンクリーション、シブシヂエル

Conclusion subsidiaire.

補助ヲ論結

(本義)「シブシヂエル」ハ羅甸ノ「シブシヂエル」ヨリ出ツ「シブシヂエル」ハ「シブ」ト「シヂ」ト合成シタルモノニテ「シブ」ハ「上」ノ義「シヂ」ハ「坐」セシメテアルノ義「シブシヂエル」ハ「持」テ保ツ爲メニ下ニ置カレテ在ルモノ、意ニシテ即チ「助ケ」ノ義今「シブシヂエル」ハ「主タルモノ」チ助ケニ來リタルノ意ニ用ユ

(釋解)「ダローズ」コンクリーション、プレレンシバル」チ爲シタルニ裁判官之ヲ取り用非サルノ恐レアル場合ニ於テ更ニ「プレレンシバル」チ剛正シ又ハ「プレレンシバル」ノ不充

分ナリト認メラレタルニ因リ別ニ何々ノ證據ノ差出
ヲ許サレシコト願フ「コンクリッジオン」チイフ○ハシッレ
裁判官「コンクリッジオン、プレシナル」ヲ審査セスシテ
採用スベカラストスルヲ恐レ前ノ中立ヲ推シ廣メ又
ハ主タル願ノ助ケニ證據ヲ差出サント願フ「コンクリッ
ジオン」チ「コンクリッジオン、シッブシゲエル」トイフ

Conclusion additionnelle.

添加ヲ論結

〔本義〕「アゲシオ子ル」ハ「添へ加フル」ノ義

〔釋解〕「按」「コンクリッジオン、プレシナル」ニ添加シテ申述
ル「コンクリッジオン」チイフ
コンクリッジオン、アゲシオ子ル

Conclusion exceptionnelle.

例外ヲ論結

〔本義〕「エクセプシオ子ル」ハ「例外」ノ義（エノ部三一「エクセ
プシオン」參看）

〔釋解〕「ダローズ」本案ノ裁判前ニ爲スヘキ一ノ裁判處分
ヲ求ムルコトナリ例ヘハ某ノ事件ヲ他ノ裁判所ニ送付
スル事又ハ書類ノ交通、他人ヲ訴訟ニ引入ル等ノ事ヲ
得ル爲メニ述ブル「コンクリッジオン」チイフ○ハシッレ訴
訟ノ主タル所ニ就キ論告スルニ非ス裁判ノ前ニ爲ス
ヘキ一ノ裁判ノ處分即チ裁判呼出ノ無効或ハ管轄違
ノ言渡等ヲ望ム「コンクリッジオン」チ「コンクリッジオン、エ
クセプシオ子ル」又「コンクリッジオン、エンシダント」イノ
部九「エンシダント」參看トイフ

Conclusions motivées.

コンクリッジオン、モナウエ

説明乃論結

〔本義〕「モナウエ」ハ理由ヲ顯ハシタルノ意ナリ

〔釋解〕ダローズ訴訟中ニ代訟人ヨリ送達スル願ヒノ因由ヲ簡單ニ説明シタル「コンクリッジオン」チイフ〇「按」訴訟法第四百六條ニ附帶ノ願及ヒ他人ノ訴ニ干渉スルノ願ハ其代訟人ヨリ願書ヲ出シ之ヲ爲スヘシ但シ其願書ニハ「コンクリッジオン、モナウエ」ノミヲ記スヘシト是レ其一例ナリ

コンクリッジオン、オー、フォン

Conclusion au fond.

本案ノ論結

〔本義〕「オー」ハ「コンナリ」フォン」ハ「基礎」ナリ

Concordat.

コンコルダ

和約

〔釋解〕ダローズ願ノ本件ニ關シ或ハ之ヲ受理セラレ或ハ之ヲ却下セラレノトチ欲スル「コンクリッジオン」チイフ此語ハ「コンクリッジオン、エクセア」チオチルニ對スルモノナリ

〔本義〕羅甸ノ「コンコルダレ」ヨリ出ツ「コンコルダレ」ハ「コム」ト「コルダレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「コルダレ」ハ「コルダス」ノ轉語ニシテ意思ナリ今「コンコルダレ」ハ意思ノ相合スルトチイフ
〔釋解〕分散人ノ債主我カ權利ノ一部ヲ委棄スルトチ承諾スル旨ヲ分散人ト約スルチイフ此約アルキハ分散

人ニ其財産ノ支配ヲ許スト雖モ分散ヨリ出ル所ノ他
ノ効ハ之ヲ止メス○ダローズ分散セシ商人ノ債主共
負債主ニ辨濟スル期日ヲ猶豫シ且其權利ノ一部ヲ棄
テ置ク契約ヲイフ

〔参照〕和約ノ方法ハ(商)五〇七以下、其効力ハ(訴)五一六ヨ
リ五一九マテ、取消ノ場合ハ(訴)五二〇ヨリ五二六マテ、
コンキウシオン

六二 Concussion.

貪贖

〔本義〕羅甸ノ「コンキウシオ」ヨリ出ツ「コンキウシオ」ハ「コンキウ
テレ」ヨリ出ツ「コンキウテレ」ハ「コム」ト「キウテレ」ト合成シタ
ルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「キウテレ」ハ「撃ツ」ノ義今「コン
キウシオ」ハ「逼取」ノ意ニ用ヰル

〔釋解〕バシツレ官吏共受取ルヘカラサルヲ知り若クハ其
受取ルヘキ高ニ過ルヲ知リテ之レヲ徴收セシトテ命
シ若クハ之レヲ要求シ若クハ之レヲ受取ルキハ貪贖
ノ罪アリ此罪ニ付キ三箇ノ要件アリ第一職權ヲ妄用
スルヲ第二徴收ノ不正ナルヲ第三犯人共不正ナルヲ
ヲ知リタルヲ是ナリ此要件具備スルニ於テハ徴收金
額ノ多寡ヲ論セス又其用法ノ如何ヲ問ハス總テ刑法
第七十四條ニ於テ之レヲ罰ス
〔参照〕使吏又ハ評價人ハ(訴)六二五、官吏ハ(刑)一七四、裁判
官ハ(訴)五〇五ノ一項、
コンダシオン

六三 Condition.

條件

コンダシオン

身分

〔本義〕羅句ノ「コンデレ」ヨリ出ツ「コンデレハ「コム」ト「デレ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「デレ」ハ「ダレ」ノ轉語ニテ「與フル」ノ義「コンデレ」ハ「定ムル」又「建ツル」ノ義〔釋解〕他ニ負ハシメ又ハ自ラ承クル所ノ約條義務等ヲ總稱シテ「コンヂシオン」トイフト雖モ特別ノ意味ニ用井ルトキハ未來且ツ不確實ノ箇條ノ「コ」コシテ即チ「オブリガシオン、コンヂシオン」(條件義務オノ部一)ノ場合ニ用井ル所ノ意是ナリ此「コンヂシオン」ハ契約ノ因テ成立ナ若シハ因テ解除スル所以ノモノニシテ即チ未來ニシテ確實ナラサル事件ナリ又人ノ社會中ニ於テ有スル身分品位ヲイフ例ヘハ人ト契約ヲ爲シタル

者ハ相手方ノ「コンヂシオン」ヲ知り得タル人ト看做シ幼者ハ父ノ「コンヂシオン」ニ從ヒ婦ハ夫ノ「コンヂシオン」ニ從フカ如キ是ナリ

〔參照〕婚姻スル「コ」ニ付テハ(民)一四四以下、贈遺遺囑ニ付テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對スル條件ハ(民)九〇〇、約束中ニ於テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對スル條件ハ(民)一一七二、贈遺遺囑義務ニ關スル條件ハ(民)九四四以下、一〇四〇、一一〇八、一九六八、夫婦財產契約ニ因テ爲ス贈遺ハ(民)一〇八六、一〇八八、一〇九二、

コンヂシオン、カジッセル

難期乃條件

Condition casuelle.
〔本義〕「カジッセル」ハ「意外ノ事ニ關スル」ノ義

〔釋解〕ムーロン專ラ不虞ノ事ニ關スル「コンヂシオン」ノ
 ミナラス債主負債主ノ權ヲ以テ何如トモスル能ハサ
 ル「コンヂシオン」即チ外人ノ意思ニ係ル「コンヂシオン」
 ハ皆之レチ「コンヂシオン」、カヅヅエルトイフ例へハ本年
 ノ收納豐饒ナルトキハ云々スヘシトイフ場合ノ如キ
 若クハ彼若シ我ニ其家屋ヲ賣却スルトキハ我亦汝ニ
 我家屋ヲ賣却スヘシト約スル場合ノ如キ是ナリ
 〔參照〕〔民〕一一六九、

Condition potestative.

コンヂシオン、ポテスタチウ
 任意ヲ條件

〔本義〕「ポテスタチウ」ハ羅甸ノ「ポテスタス」ヨリ出ツ「ポテ
 スタス」ハ「權威」ナリ「ポテスタチウ」ハ「雙方中ノ一人ノ欲

スル所ニ從フ」ノ意(ベノ部三七)

〔釋解〕ムーロン義務ノ條件其契約者中一方ノ者ノ權ヲ
 以テ生セシメ若クハ止メシムルヲ得ヘキモノタル件
 ハ其條件チ「コンヂシオン」、ポテスタチウ「トイフ例へハ
 吾若シ「巴里」ニ往カハ吾家ヲ汝ニ賣ラント約スル如キ
 是レナリ

〔參照〕〔民〕一一七〇、

Condition mixte.

コンヂシオン、ミクスト
 混同ヲ條件

〔本義〕「ミクスト」ハ「混」ヲタル「ノ義(エムノ部一六)
 〔釋解〕ムーロン「コンヂシオン」、ミクスト」ハ契約者中一人
 ノ存意ト外人ノ存意トニ關スル「コンヂシオン」チイフ

例へハ汝若シ吾妹ト婚姻セハ吾若干ノ金ヲ以テ汝ノ家屋ヲ買ヒ取ラント約スル如キ是レナリ

〔参照〕(民)一一七一、

コンダシオン、シウспанシウ

Condition suspensive.

中止ヲ條件

〔本義〕「シウспанシウ」ハ「シウспанドル」トイフ働詞ヨリ出タル名詞ナリ「シウспанドル」ハ羅句ノ「シウспанデレ」ヨリ出ツ「シウспанデレ」ハ「シウスム」ト「パンデレ」ト合成シタルモノニテ「シウスム」ハ「上」ノ義「パンデレ」ハ「掛クル」ノ義

〔釋解〕義務ノ成立又ハ其執行ヲ停止スルノ效アル「コンダシオン」チイフ例へハ家屋ノ賣買ニ付テイハ、某ノ

子

船到着セハ吾汝ニ吾家屋ヲ賣渡サント約シ而シテ現ニ其船到着シタルトキハ我ハ汝ニ賣買ノ目的タル所有權ヲ移シ汝ハ我ヨリ其所有權ヲ得而シテ汝ハ遡リテ契約ノ日ヨリ既ニ其所有權ヲ得シ者ト看做サレ吾ハ其日ヨリ既ニ所有權ヲ移セシ者ト看做サルヘシ此種ノ條件ヲ「コンダシオン、シウспанシウ」トイフ(ムーロ
ンニ據ル)

〔参照〕中止條件ハ(民)一一八一以下、

コンダシオン、レゾリットアル

Condition résolutoire.

解除ヲ條件

〔本義〕「レゾリットアル」ハ「一」ノ物體其初ノ原素ニ溶解スルノ義今「一」ノ所爲ノ解クルノ意ニ用ユ

〔釋解〕義務ノ取消ヲ行フヘキ「コンヂシオン」チイフ〇〔按〕例ヘハ吾汝ニ吾家ヲ賣ルヘシ然レモ若シ何號ノ船到着スルキハ此賣買ノ約束ヲ解除スヘシト約センニ此賣買ハ純粹ノ賣買ノ如ク即時ニ其總ヘテノ效ヲ生シ其約束ノ時ヨリ已後買主ハ其家ノ所有者ト爲ルヲ得然レモ此「コンヂシオン」ノ生スルキハ買主ハ始メヨリ所有者ニ非ル者ト看做サレ賣主ハ又始ヨリ所有者タルヲ止メサリシモノト看做サルヘシ此種ノ條件チ「コンヂシオン」レゾリットアルトイフ（ムーロンニ據ル）

〔參照〕〔民〕一一八三以下、

コンフィスカシオン

沒收

Confiscation.

〔本義〕「コンフィスケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンフィスケ」ハ羅甸ノ「コンフィスカレ」ヨリ出ツ「コンフィスカレ」ハ「コム」ト「フィスキッス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フィスキッス」ハ「官庫」ナリ今「コンフィスカレ」ハ「官庫」ニ集ムルコトチイフ

〔釋解〕刑罰ヲ適用スルニ由テ所有者ヨリ取揚タル物件チ官庫ニ收ムルコトチイフ

〔參照〕取立ノ方法ハ〔治〕一九七、此刑ノ性質ハ〔刑〕一一、四六四、沒收ヲ爲ス場合ハ〔刑〕一七六、二八七、三一四、三六四、四一〇、四一三、四二三、四二七、四二八、四七〇、四七七、四八一、貧院ノ爲メニスル沒收ハ〔刑〕一八〇、

コンフリ

Conflit.

セノ部

権限交争

〔本義〕「コンフリ」ハ羅句ノ「コンフリゼレ」ヨリ出ツ「コンフリゼレ」ハ「コム」ト「フリゼレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フリゼレ」ハ「衝突スル」ノ義又「撃ツ」ノ義「コンフリゼレ」ハ「雙方突キ當リテ相容レサル」ノ意

〔釋解〕事務ノ性質或ハ固有ノ「コンベタンス」〔管轄ナリ本部五三〕上ニ就キタル権限ノ争チイフ

〔參照〕各種裁判所ニ於テハ〔訴〕四九ノ七項、八三ノ四項、三六三以下、〔治〕五二五以下、行政官署ト裁判所トノ間ニ於テハ〔刑〕一二八、千八百二十八年六月一日命令書

Conflict positif.

コンフリ、ポジチフ
有的乃権限交争

Conflict négatif.

コンフリ、チガチフ
無的乃権限交争

〔本義〕「ボジチフ」ハ「有」ノ意ヲ示ス語「チガチフ」ハ「無」ノ意ヲ示ス語ナリ

〔釋解〕一件ノ詞訟ニ付二個ノ裁判所互ニ裁判スルノ權アリト争フキハ之ヲ「コンフリ、ボジチフ」トイヒ又二個ノ裁判所互ニ権限外ナリトイフキハ之ヲ「コンフリ、チガチフ」トイフ然レモ二個ノ内其一方ノ裁判所之ヲ裁判スヘキ權アルヘシ故ニ此場合ニ於テハ「レグルマン、ド、ジツジツ」〔裁判権限規定ナリエル〕ノ部二〇ノ手續ヲ以テ之ヲ上告シ其争チ決スヘシ

コンフウジオン

〔参照〕(民)二二二ヨリ二二六迄

コ子スマン

六八

Connaissance.

積荷目録

〔本義〕「コ子スマン」ハ「コ子トル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ子トル」ハ羅甸ノ「コノスセレ」ヨリ出ツ「コノスセレ」ハ「コム」ト「ノスセレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ノスセレ」ハ「知ル」ノ義今「コ子トル」ハ「知リ認ル」ノ義ニ用非ル

〔釋解〕積込ノ商品ニ就キ積込タルニ相違ナキヲテ證シタル書付ニテ船長ヨリ渡スモノナリ○リトレ商品ノ船積及ヒ其運送ノ條件ヲ證明シタル書付ニテ船長ト船主トノ間ニ造ルモノナリ此目録ハ三通ノ寫ヲ造リ

六九

Conquêt de communauté.

共有ノ別得

荷主、船長、荷物受取人ニ各一通ヲ渡スモノトス
〔参照〕性質及ヒ效力ハ(商)二二二、二二六、二八一ヨリ二八六迄、受合ハ(商)三四四、三四五、仲買人ハ(商)九三、投荷ノ事ハ(商)四一八、四二〇、取返ノ事ハ(商)五七六、
コンケ、ド、コミッノ一オテ

〔本義〕「コンケ」ハ羅甸ノ「コンキジ」チ「ス」ヨリ出ツ「コンキジ」チ「ス」ハ「勝」ヲ取リタルモノノ義「コンケ」ハ「相續」ニテ得タルニ非スシテ自力ヲ以テ得タルモノナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「コミッノ一オテ」ハ「共有」ナリ(本部四六)
〔釋解〕夫婦共有ノ財産ヨリ生スル所ノ利益ヲ得タルヲチイフ「コンケ、ド、コミッノ一オテ」ハ「アケ、ド、コミッノ一オテ」ア

セノ部

ノ部二三ト異ナルコトナシ然レモ「コンケ、ド、コミッノ」オ
テハ夫婦中ノ一方ノ別ニ所有スヘキ「アケ」ニ對シテ用
井ル語ナリ

〔參照〕(民)一四〇一ノ三項、一四〇八、

七〇 Consanguins.

コンサンギアン

同父異母ヲ

パラシ、コンサンギアン

Parents consanguins.

同父異母ヲ親屬

〔本義〕「コンサンギアン」ハ羅甸ノ「コンサンギヰ子ウス」ヨリ出
ツ「コンサンギヰ子ウス」ハ「コム」ト「サンギヰイス」ト合成シタ
ルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「サンギヰイス」ハ「血」ナリ「コン
サンギヰ子ウス」ハ即チ「血ヲ同クスル」ノ意「パラシ」ハ「親屬」

七一

Conseil judiciaire.

裁判上補佐人

コンセイ、ジウヂシエ

ナリ
〔釋解〕「パラシ、コンサンギアン」ハ父ノミヨ就テノ血續チイ
フ即チ同父異母兄弟ナリ○リトレ「コンサンギアン」ハ父
ニ就テノミノ血續キチイフ「フレル、コンサンギアン」(「フレ
ル」ハ兄弟ナリ)トイヘハ父ノミチ同フスル兄弟チイフ
是レ「フレル、ユテレン」(ユノ部八)即チ母ノミチ同クスル
兄弟ニ對シ又「フレル、ゼルマン」(ゼノ部九)即チ父母共ニ
同クスル兄弟ニ對シテ用ユル語ナリ
〔參照〕(民)七三三、七五一、七五二、

〔本義〕「コンセイ」ハ羅甸ノ「コムシタル」ヨリ出ツ「コムシ

ルタレハ「人ニ助言ヲ爲ス」ノ義「コンセイ」ハ本ト「助言」又ハ「會議」ノ義今「助言スル人」ノ意ニ用ユ「ジツヂシエル」ハ「裁判上」ノ義

〔釋解〕浪費者ノ爲メニ設ケタル特別ノ「キツラツール」(管財人ナリ本部一〇六)チイフ浪費者ハ其「キツラツール」ノ手ヲ經ルコト非レハ或ル所爲ヲ爲スヲ得ス〇ダローズ浪費者又ハ精神ノ亂レタルヲ以テ財産ヲ自ラ處置スルノ能力ヲ有セサル者ト看做サレタル人ノ爲メニ法律ニテ指定シタル事ヲ爲スル之ニ助力スルヲ委任セラレタル人チイフ

〔參照〕(民)四九九ヨリ五〇二迄、五一三ヨリ五一五迄、(訴)八九四、八九七、

コンサントマン

承諾

〔本義〕「コンサントマン」ハ「コンサンチル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「コンサンチル」ハ羅甸ノ「コンサンチレ」ヨリ出ツ「コンサンチレ」ハ「コム」ト「サンチレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「サンチレ」ハ「感スル」又「考ヘル」ノ義「コンサンチレ」ハ即チ「雙方相與ニ感シ終ニ其意思同一ニ歸スル」ノ意ナリ

〔釋解〕我カ認可シタル意思ヲ言ヒ述ルヲナリ〇バシツレ契約ヲ結ハントシテ意思ノ相合スルチイフ「コンサントマン」チ言語又ハ書付ヲ以テ著ハシタルキハ之ヲ明承諾トイヒ又否ラスシテ十分ニ「コンサントマン」チ示

ハ他ノ用ニ備フル爲メニ其金高チ政府ヨリ設ケタル
 預所又ハ平人ニ預ケ置クナリ○バシッレ商法ノ語コ
 テハ賣捌チ容易ニスル爲メ中買ノ商家ニ商品チ附托
 スルヲチイフ其附托チ爲シタル人チ「コンシナツール」
 トイヒ附托チ受取タル人チ「コンシニャテル」トイフ「コン
 シニャテル」ハ人ノ利益ノ爲メニ賣捌チナシ其賣捌高ノ
 上ニ中買料チ取り若シ商品賣レサルキハ「コンシニャシ
 オン」ノ料チ取ルナリ

〔參照〕第一、義務ノ提供ハ(民)一二五七以下、(訴)八一二以下、
 第二、商品ハ(商)九三、

Caisse des consignations.

ケス、デ、コンシニャシオン
附托所

〔本義〕「ケス」ハ「匣」ナリ今種々ノ用ニ備ヘタル金錢等ノ附
 托チ受ル建物ノ「」ニ用ユ「デ」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕リトレ千八百十六年四月二十八日設立シタル預
 リ所ニシテ此預リ所ハ特別ニ裁判上ヨリ出ル預ケ金
 又保證金及ヒ人民ノ好ンテ爲シタル附托ノ金チ受取
 リ之チ支配スル爲メニ設ケタルモノナリ

Consumation.

消費
コンソマシオン

Prêt de consommation.

プレード、コンソマシオン
消費物ノ貸付

〔本義〕「コンソマシオン」ハ「コンソメ」トイフ働詞ノ變シタ
 ル名詞ニテ「コンソメ」ハ羅甸ノ「コンジマレ」ヨリ出ツ「コ

ン「ジツマレ」ハ「コム」ト「ジツマ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ジツマ」ハ「物ノ高」ノ義「コンジツマレ」ハ「高ヲ成ス」ノ義ニテ「成就スル」ノ意ナリ「コンソマシオン」ハ即チ「成就スル」又「盡ス」コシテ今「物件ヲ破壊耗盡シテ用ニ供スル所爲」チイフ「ブレ」ハ「貸付」ナリ（ペノ部五〇）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ブレ」、ド、コンソマシオン」ハ用ユレハ必ス耗盡スル物件ノ貸借ニシテ借主ハ其原品ヲ以テ之ヲ返却スル能ハス其原品ニ同シキ物ヲ以テ返却ス

〔參照〕（民）一八七四、性質ハ（民）一八九二以下、貸主ノ義務ハ（民）一八九八以下、借主ノ義務ハ（民）一九〇二以下、

Consorts.

コンソル

共利者

〔本義〕「コンソル」ハ羅甸ノ「コンソルス」ヨリ出ツ「コンソルス」ハ「コム」ト「ソルス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ソルス」ハ「運命」ナリ「コンソルス」ハ即チ「同シ運命ノ人」又「同シ分ケ前チ有スル人」ノ意ナリ
〔釋解〕一個ノ訴訟中ニ同シ利益ヲ有スル人チイフ〇リトレ一個ノ訴訟又ハ一個ノ事件ニ共同ニ利益ヲ有スル人チイフ

コンスピラシオン

Conspiration.

陰謀

〔本義〕羅甸ノ「コンスピラレ」ヨリ出ツ「コンスピラレ」ハ「コム」ト「スピラレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ

「スピラレ」ハ「呼吸スル」ノ義「コンスピラレ」ハ即チ「共ニ呼吸シ」又「共ニ謀リ」共ニ密謀スル」ノ意
〔釋解〕定立シタル公ケノ權威ヲ顛覆センヲチ目的トスル陰謀ヲイフ

〔參照〕刑八六以下、

コンスピラチオン

七七 Constitution.

設定

〔本義〕羅甸ノ「コンスピラチオン」ヨリ出ツ「コンスピラチオン」ハ「コム」ト「スピラチオン」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「スピラチオン」ハ「立ツル」又「定ムル」ノ義
〔釋解〕立テ定ムルヲナリ

Constitution d'avoué. コンスピラチオン、ド、アウーエ

代訟人ノ設定

〔本義〕「アウーエ」ハ「代訟人」ナリ（アノ部一〇三）（口音）コンスピラチオン、ダウーエ

〔釋解〕「バシレ」原告人那ノ詞訟ノ最初ノ呼出狀ニ己レノ爲メニ代訟ヲ勤ムヘキ其代訟人ヲ指シ示スヲチイヒ又被告人ニ於テモ原告人ヨリ呼出狀ヲ得タルニ付己レノ爲メニ一ノ代訟人ヲ設ケ其設ケタルヲチ原告ノ代訟人ニ通知スルヲチイフ凡ソ呼出狀ニ「コンスピラチオン、ダウーエ」ヲ書ヒサルキハ其呼出狀ヲ無効ノモノトス

〔參照〕訴六一、七五、

コンスピラチオン、ド、ドト

Constitution de dot.

嫁資ノ設定

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ド「ト」ハ「嫁資」ナリ（デノ部六三）

〔釋解〕バシツレ此語ハ廣ク之チイヘハ夫婦ト爲ルヘキ者ノ持チ來リタル物又其者ニ贈與セラレタル物ヲ定ムル夫婦財産契約中ノ「クローズ」箇條ナリ本部三〇ナリ又別段ノ義アリテ婦ノ某レノ部分ノ財産或ハ總テノ財産ヲ嫁資ト定ムル約束チイフ此約束成リタル上ハ嫁資ト定メタル財産ハ他ニ移轉スルヲ得サルモノトス

〔參照〕〔民〕一五四二、

コンスナケウシオン、ド、ラント

Constitution de rente.

年金ノ設定

Contentieux.

コンタンシウ

詞訟

〔本義〕「ラント」ハ「年金」ナリ（エルノ部二五）

〔釋解〕ダローズ甲カ乙ヨリ元金ヲ受取り乙ニ無期又ハ有期ノ年金ヲ拂フ契約チイフ

〔參照〕〔民〕一九〇九、

〔本義〕「コンタンシウ」ハ羅甸ノ「コンタンデレ」ヨリ出ツ「コン

タンデレ」ハ「コム」ト「タンデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「タンデレ」ハ「何々ニ向テ願望スル」ノ義「コンタンデレ」ハ即チ「互ニ力ヲ用ユル」ノ意

〔釋解〕リチツ（詞訟）ナリエルノ部一一ニ同シ○バシツレ法律ノ適用又ハ權威ノ所爲ノ上ニ起ル所ノ争事ヲ總ヘ

イフ語ナリ

Contentieux administratif.

ユンダンシウ、アドミニストラチフ
行政上^了詞訟

〔本義〕「アドミニストラチフ」ハ「行政」ノ義（アノ部三五「アドミニストラシオン」參看）

〔釋解〕行政權ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

〔參照〕行政上詞訟ハ千八百六十四年十一月二日布告

Contentieux judiciaire.

ユンダンシウ、ジウヂシエル
司法上^了詞訟

〔本義〕「ジウヂシエル」ハ「司法」ノ義

〔釋解〕通常裁判所ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

Contestation.

ユンテスタシオン

爭論

〔本義〕羅甸ノ「コンテスタリ」ヨリ出ツ「コンテスタリ」ハ「コム」ト「テスタス」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「テスタス」ハ「證據人」ナリ「コンテスタリ」ハ即チ「證據ヲ執リテ相爭フ」意ナリ

〔釋解〕甲乙ノ間ニ起リタル爭訟チイフ

ユントラクケウエル

Contractuel.

契約上^了

〔本義〕「ユントラ」(本部八三)ノ形容詞ニテ「契約」ノ義ナリ〔釋解〕契約シタル「チイフ」

Donation contractuelle.

ドナシオン、ユントラクケウエル
契約上^了贈與

〔本義〕「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ（デノ部六二）

〔釋解〕「コントラ、ド、マリァジ」ハ夫婦財産契約ナリエムノ部五ニ記載シタル贈與チイフ〇リトレ夫婦財産契約中ニ爲シタル贈與ニシテ夫婦又ハ他人ヨリ爲スモノナリ

〔參照〕〔民〕一〇八一以下、九五九、

コントラダクトアル

八二
Contradictoire.

對審ヲ

〔本義〕羅句ノ「コントラダセレ」ヨリ出ツ「コントラダセレ」ハ「コントラ」ト「ダセレ」ト合成シタルモノニテ「コントラ」ハ「反對シテ」ノ義、「ダセレ」ハ「言フ」ノ義「コントラダセレ」ハ即チ「人ノ言フ所ニ反對シテ言フ」ノ意ナリ

〔釋解〕他ノ事柄ニ反對スルコトイフ

シウシウマン、コントラダクトアル

Jugement contradictoire.

對審裁判

〔本義〕「シウシウマン」ハ「裁判」ナリ（シノ部六）

〔釋解〕訴訟人ノ雙方出席シ互ニ相ヒ反對シテ言ヒタル後ニ於テ爲シタル裁判チイフ然レ法律語ニテハ「コントラダクトアル」ノ語ハ必シモ雙方相反對シテ言フノ意味トナサバルナリ〇「按」雙方出席シテ吟味ノ後ニ爲ス裁判ニシテ「シウシウマン、パル、デフォ」〔缺席裁判ナリシノ部六〕「シウシウマン、パル、コンナムス」ニ對シテ用ヰル語ナリ

〔リトレニ據ル〕

〔參照〕對審裁判ハ〔訴〕三四三、四四三、四八〇、

Acte contradictoire.

アクト、コントラダクトアル
對審書面

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）

〔釋解〕雙方ノ面前ニ於テ雙方ノ言フ所ヲ聽テ作りタル
書付チイフ

コントレント

八二
Contrainte.

強迫

〔本義〕「コントレントル」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シタル
名詞ニテ「コントレントル」ハ羅甸ノ「コンストランゼ
レ」ヨリ出ツ「コンストランゼレ」ハ「コム」ト「ストランゼレ」
ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ストランゼレ」
ハ「紐」ヲ以テ縛ルノ義「コントレントル」ハ「強ユル」押シ付

ルノ義

〔釋解〕人ヲシテ強ヒテ或ル事柄ヲ爲サシメントスル總
テノ所爲チイフ凡テ「エキゼキッシオン」〔執行ナリエノ部
三四〕ノ所爲ハ即チ「コントレント」ナリ○リトレ或ル事
物ニ就キ或ル人ヲ強ユル裁判上ノ所爲チイフ

コントレント、パル、コル

Contrainte par corps.

身體強迫

〔本義〕「パル」ハ「由テ」ノ義「コル」ハ「身體」ナリ

〔釋解〕人權者ノ願ニ由テ負債者ノ身體ヲ拘留スル強迫
ノ執行チイフ○リトレ人權者ヨリ負債者ヲシテ強ヒ
テ義務ヲ行ハシムル爲メ負債者ノ自由ヲ剝奪スル強
迫ノ處置チイフ

セノ部

〔参照〕第一、民事ハ(民)二〇五九以下、(訴)一二六、一二七、執行ハ(訴)七八〇以下、第二、商事ニテ分散ハ(商)四五五、爲換手形ハ(商)六三七、第三、刑事ニテ保證人ハ(治)一二四、證據人ハ(治)三五五、第四、一般ノ法律ハ千八百三十二年四月十七日、千八百四十八年十月十三日ノ法律

コントラ

契約

〔本義〕羅甸ノ「コントラエレ」ヨリ出ツ「コントラエレ」ハ「コム」ト「トラエレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「トラエレ」ハ「引ク」ノ義即チ「コントラエレ」ニテ「互ニ引キ寄ヒラレル」ノ意又「結ヒ合フ」縛リ合ハス」ノ意〔釋解〕爲シ或ハ爲サ、ルヲチ約スル凡テノ「コンウァンシ

Contrat.

オン」(合意ナリ次ニ見ユ)チイフ又別段ニ其結成シタル約束ノ「アルーウ、リテラル」(證書ナリベノ部五一)チイフ又「コントラ」チ分テバ「コンウァンシオン」ト「オブリガシオン」(義務ナリオノ部一)トノ二トナルナリ〔参照〕契約及ヒ合意ノ種類ハ(民)一一〇一以下、必要ノ條件ハ(民)一一〇八、義務ノ効力ハ(民)一一三四以下、

コンウァンシオン

合意

Convention.

〔本義〕羅甸ノ「コンウニレ」ヨリ出ツ「コンウニレ」ハ「コム」ト「ウニレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ウニレ」ハ「來ル」ノ義即チ「コンウニレ」ハ「二ツノモノ、一ノ場所へ集合スル」ノ意